

第10章 地方農政局

第1節 機構及び定員

地方農政局は、現場により近いところで農業や農村等の実態を迅速かつ的確に把握し、それぞれの地域の実情に即した施策を実施する総合的な地方支分部局として、農政の推進に取り組んでいる。

1 総論

地方農政局は、内部組織である企画調整室、総務部、消費・安全部、食糧部、生産経営流通部、農村計画部、整備部、統計部及び分掌機関である地方農政事務所、統計・情報センター、事業所等から構成される。(表1)

また、地方農政局では、生産や消費の現場により近い国の機関として、

- ① 消費者行政の実施と食品の安全性の確保のための監視・指導
- ② 食品産業行政の推進
- ③ 主要食糧業務の実施

- ④ 生産及び経営を通じた農業施策の一体的な推進
 - ⑤ 農協等の検査・指導
 - ⑥ 農業農村整備事業等の実施・指導・助成
 - ⑦ 農村及び中山間地域の振興
 - ⑧ 食料・農業・農村に関する施策の普及・地域の実態の把握・分析・提供
- 等について、地域の実情に合った各般の施策を実施している。

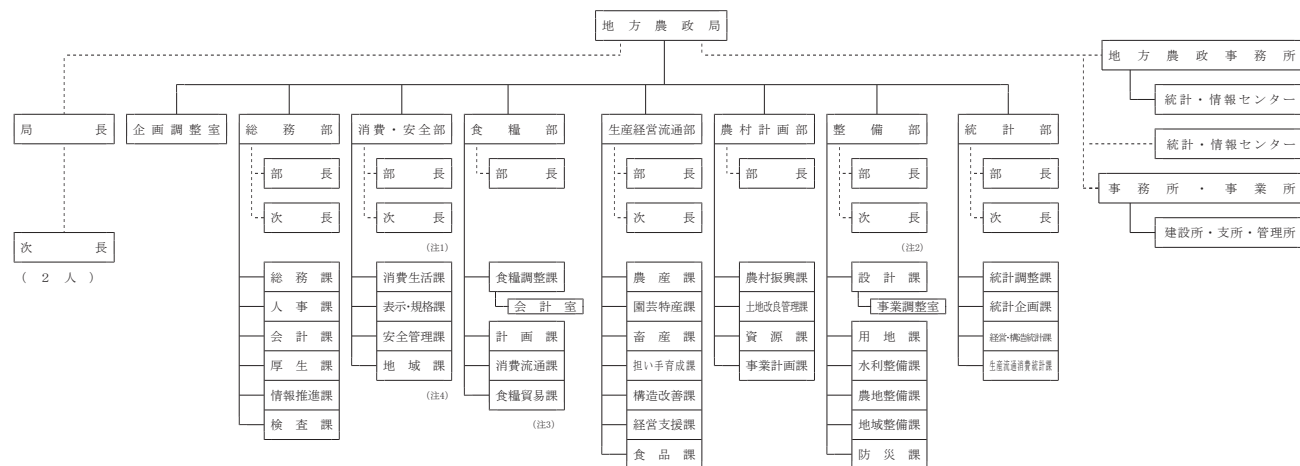
2 定員

平成20年度末において地方農政局（北海道農政事務所）全体で15,347人であったが、平成21年度末定員は14,250人となった。(表2)

3 事業所等

事業の着手に伴い、平成21年度から2事業所が新設されたとともに、事業の完了に伴って、平成21年度末までに6事業所が廃止されたところである。(表3)

表1 地方農政局の機構図



注1：消費・安全部次長は3局（関東、近畿、九州）に設置
 注2：整備部次長は九州にあっては2人を設置
 注3：食糧貿易課は2局（東北、東海）に設置
 注4：各地方農政局の地域課の設置数は4課（関東、北陸、近畿にあっては3課）

表2 定員

組 織	15年度末	16年度末	17年度末	18年度末	19年度末	20年度末	21年度末
地 方 農 政 局	18,343人	17,894人	17,362人	16,860人	15,781人	14,693人	13,647人
北 海 道 農 政 事 務 所	454人	419人	404人	761人	706人	654人	603人
北 海 道 統 計 ・ 情 報 事 務 所	429人	425人	410人	—	—	—	—
合 計	19,226人	18,738人	18,176人	17,621人	16,487人	15,347人	14,250人

※組織再編（H15.7.1）により、食糧事務所を廃止し地方農政事務所を設置。（北海道においては、北海道農政事務所を設置。）

※組織再編（H15.7.1）により、統計情報事務所・出張所を統計・情報センターに改編。（北海道においては、北海道統計情報事務所を北海道統計・情報事務所に改編。）

※組織再編（H18.4.1）により、地方農政事務所と統計・情報センターを統合。（北海道においては、北海道農政事務所と北海道統計・情報事務所を統合。）

表3 平成21年度に新設または廃止した事業（事務）所

地方農政局	新設事業（事務）所	廃止事業（事務）所
東 北		新安積農業水利事業所
関 東		霞ヶ浦用水農業水利事務所
北 陸	庄川左岸農地防災事業所	白根郷農地防災事業所 常願寺川沿岸農地防災事業所
近 畿	西濃用水第二期農業水利事業所	
中 国 四 国		香川農地防災事業所
九 州		曾於農業水利事務所

第2節 地方農政局

1 東北農政局

(1) 地域経済及び農家経営の動向

ア 地域経済

平成21年度の東北地域の経済は、昨年度後半の後退局面から、一部に持ち直しの動きがみられたものの、設備投資、個人消費等が低水準で推移し、低迷した状況は年度末まで続いた。

主要項目別にみると、生産は低水準で推移する中、電子部品、デバイス、輸送用機械、一般機械等の生産増により持ち直しの動きがみられた。設備投資は減額や次年度以降へ先送りする企業が多く、投資内容も維持更新が中心であった。個人消費はエコポイントやエコカー減税・補助金の効果により家電や自動車に動きがみられたものの、消費者の節約志向等を背景に大型小売店販売額等が振るわず、全体的に弱い動きに終始した。雇用情勢は年間を通じて有効求人倍率が低水準で推移し、厳しい状況が続いた。

イ 農家経営

平成21年2月1日現在の東北の販売農家数は32

万1千戸で、平成17年に比べ約5万戸減少した。販売農家のうち、主業農家数は6万7千戸で、平成17年に比べ約1万5千戸減少した。

平成21年の東北の農業産出額は1兆3,115億円で、前年に比べて3.6%減少した。

東北の平成21年水田作経営の1経営体当たりの農業粗収益は、前年に比べて4千円増加し267万9千円（前年比100.1%）、農業経営費は2万7千円増加し212万3千円（同101.3%）となった。この結果、農業所得は2万3千円減少し55万6千円（同96%）となった。

また、農外所得は194万2千円（同89.6%）、年金等の収入は134万4千円（同98.8%）と減少した。

この結果、これら農業所得、農外所得、年金等の収入に農業生産関連事業所得を加えた総所得は384万2千円（同93.5%）で、前年に比べて26万6千円減少した。

(2) 農業生産の動向

ア 水稲

平成21年産水稲の作付面積は、前年並の41万6,700haとなった。作柄は、10a当たり収量557kg（対前年比97.5%）、作況指数100となった。収穫量は232万2千t（対前年比97.8%）となり、全国の収穫量に占める東北の割合は27.4%となった。

イ 麦

平成21年産4麦（子実用）の作付面積は9,760haで、前年産に比べ170ha（前年比102%）増となった。麦種別では、小麦が8,390ha（同102.6%）、六条大麦が1,370ha（同97.9%）となった。小麦の10a当たりの収量は238kg（同105.7%）、収穫量は2万t（同109%）と増加したが、六条大麦の10a当たりの収量は262kg（同83.4%）、収穫量は3,590tと大幅に減少した。

ウ 大豆

平成21年産大豆の作付面積は、前年産に比べ1,100ha減少し、4万1,600ha（対前年比97.4%）となり、全国の作付面積のうち東北の割合は29%で、10a当たり収量は137kg（前年比94.5%）、収穫量は前年に比べ4,900t減少し5万7千t（同92.1%）となった。

エ 野菜

平成20年の東北の指定野菜13品目（だいこん、にんじん、ばれいしょ、はくさい、キャベツ、レタス、ねぎ、たまねぎ、ほうれんそう、きゅうり、なす、トマト、ピーマン）の作付面積は、前年に比べ390ha減少し、3万4,142ha（前年比99%）となった。収穫量は96万t、出荷量は64万tで前年比100%となった。

オ 果樹

主要果樹7品目（りんご、ぶどう、日本なし、西洋なし、もも、おうとう、すもも）の栽培面積は、近年減少傾向で推移しており、平成21年産は4万4,295ha（前年比98.9%）となった。

カ 畜産及び飼料作物

平成21年2月1日現在の飼養戸数は、乳用牛3,700戸（前年比94.6%）、肉用牛2万1,800戸（同96.5%）、豚992戸（同93.6%）、採卵鶏250戸（同97.7%）となった。

飼養頭羽数は、乳用牛12万5,200頭（同94.3%）、肉用牛41万7,200頭（同106%）、豚171万1,000頭（同103.4%）、成鶏めす1,915万3,000羽（同99.5%）となった。

飼料作物作付面積は、減少傾向で推移していたが、平成20年産から増加に転じ、平成21年産は11万4,700ha（同100.1%）となった。

稲発酵粗飼料の作付面積は、年々拡大してきたが、平成21年産では2,386ha（同101.3%）となり、前年並みとなった。

キ 花き

平成21年産の切り花類の作付面積は前年産に比べ12ha増加し、1,909ha（前年比100.6%）となった。

(3) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 食料自給率の向上と食料の安定供給

(ア) 食料自給率の現状

平成20年度の東北地域のカロリーベースの食料自給率（概算値）は108%と、全国の41%に比べるとかなり高い水準となっている。品目別にみると、米の自給率が300%を超えているほか、大豆や果実、魚介類等全国を大幅に上回る品目もあるが、米を除くと34%と低い水準にある。

(イ) 望ましい食生活の実現に向けた食育の推進

東北においては、各県で食育推進計画が策定され、市町村においては、115市町村で食育推進計画を策定している。

東北農政局では、6月の「食育月間」に、消費者展示コーナーで「食事バランスガイド」の活用方法等の紹介や、仙台合同庁舎内食堂のメニューに「食事バランスガイド」を活用した「サービング(SV)」の表示を実施した。

また、地場産物を活用した食育の重要性について理解を深めるため、「学校給食への地場産物活用の促進」をテーマとした学校給食関係者による意見交換会、教育ファームの取組の充実と増加を図るための「教育ファームに関する意見交換会」を開催した。

(ウ) 米の消費拡大の取組

東北農政局では、日本人の主食である米を多様な形で毎日の生活の中で親しんでもらうため、米粉の利用拡大に取り組んだ。その一環として平成21年7月に米粉利用推進連絡協議会と協力し「米粉利用拡大セミナー」を開催した。

また、米粉の利用について、一般の方々からアイデアを募集し、平成22年2月に「東北発！お米の粉を使ったスイーツコンテスト・米粉意見交換会」を開催した。

米粉パンは地産地消の観点から学校給食にも導入されており、平成20年度では、学校給食を実施している公立小・中学校3,397校の約4割にあたる1,322校で導入されている。

(エ) 地産地消の推進

地産地消は、生産者と消費者を結びつけ、食料自給率の向上や地域経済の活性化が期待される取組であることから、管内各地の活発な取組事例の収集・把握に努め、関係情報を発信した。

また、交付金事業等を活用した産地直売所等の施設整備支援とともに、平成17年度から開始した各県を通じた地域の実践的な地産地消推進計画の

策定推進及び地産地消優良活動に対する表彰（東北農政局長賞授与）を行い、東北地域の取組を支援した。

(オ) 食の安全と消費者の信頼の確保

東北農政局では、食品の安全性の確保に当たり、農薬の適正使用に係る指導を県等関係機関を通じて行うとともに、農産物の安全を確保することのみならず、環境保全、農産物の品質の向上、労働安全の確保等に有効な生産手段であるGAP（農業生産工程管理手法）の取組の推進を図り、GAPの取組産地数は平成21年3月現在で273産地となり全国の15%を占めている。

また、牛トレーサビリティ制度に基づく生産・流通段階の順守事項の監視・指導等を行った。

さらに、消費者等へ安全性をはじめとした食に関する施策情報等を提供するための地域レベルでの意見交換会を76回開催し、電話等による消費者等の食品の安全性等に関する問合せに常時対応した。

食品表示の適正化に向けた監視については、平成21年9月に発足した消費者庁を司令塔として、各県並びに関係機関等と連携し、監視活動の強化に取り組んだ。

イ 農業・食品産業の持続的な発展

(ア) 農業経営体の状況

東北の水田経営所得安定対策の平成21年産加入申請状況は、2万4,017経営体（うち認定農業者2万2,300経営体、集落営農組織1,717経営体）からの申請があり、ほぼ前年産並みとなった。

作付予定面積は、米は15万6,830haで前年より3.8%増加し、麦は同じく3.7%増加したものの、大豆は同じく1.2%の減少となった。

認定農業者の数は、農業就業人口が減少する中で19年産から導入された水田経営所得安定対策の推進と呼応して近年増加してきたものの、最近鈍化傾向となっており、平成21年3月末現在で4万8,865経営体（全国24万6,105経営体の19.9%）となった。

集落営農については、水田経営所得安定対策の導入を契機に設立が推進され、平成22年の集落営農数は、前年に比べ16経営体増加の2,997経営体となった。

平成22年1月1日現在の東北における農業法人のうち、農地に係る権利の認定移転を受けられる農業生産法人は、前年より39法人増加の1,363法人となった。

平成21年度の新規就農者数は、Uターン就農者（前年度比93%）、非農家から農業に新たに参入した新規参入者（前年度比156%）の増加により、20年度より123人増加し1,039人となった。

女性農業者は、農業就業人口や基幹的農業従事者の約半数を占めるなど、農業や農村地域において重要な担い手として大きく貢献しているものの、認定農業者に占める女性の割合は3.5%と低い。

(イ) 農地の有効利用と耕作放棄地対策

東北における平成21年の耕地面積は87万2,500haで、前年に比べ2,200ha（0.3%）減少した。平成20年の耕地利用率（耕地面積に対する作付（栽培）延べ面積の割合）は85.7%で、前年に比べ0.9ポイント低下した。

農業経営基盤強化促進法による継続中の利用権設定面積は、ほ場整備事業実施地区を中心に事業の実施を契機とした利用権設定がなされたことや新規の農業法人設立に伴う構成員から法人への利用権設定がなされたことなどから、平成21年3月末現在で11万6千haで、前年に比べ9千ha増加した。

また、企業等からの農業参入への取組が進められており、平成21年9月1日現在、東北では農業生産法人以外の76法人が農業参入した。

耕作放棄地解消に向けた取組については、各地域の耕作放棄地の発生防止・解消活動等の取組事例の発表や意見交換等を実施することにより、耕作放棄地の解消に向けた取組の促進を図るため「東北管内耕作放棄地解消事例発表会」を平成22年1月に開催した。

(ウ) 戸別所得補償制度導入に向けた取組

東北農政局では、戸別所得補償モデル対策の実行に向けて、本局に「東北農政局戸別所得補償制度モデル対策実行準備チーム」を設置し、モデル対策の推進方針の検討、管内各県への情報提供、意見収集等を行うとともに、管内農政事務所においても推進体制を構築した。

また、平成22年度からのモデル対策の円滑な実施に向けて、実施に携わる行政、関係団体の担当者等を対象にブロック・県・地域段階で説明会を開催し、本対策の内容説明と意見交換による周知・浸透を図った。

(エ) 農業と食品産業との連携

東北における平成19年の全製造業に占める食品製造業の割合は、事業所数、従業員数及び出荷額

とも、全国平均を上回っており、地域の豊富な食材を活用した製品づくりなどを通じた地域の雇用の場として重要な産業となっている。

出荷額 1兆5,013億円を品目別にみると、水産食料品4,611億円（構成比30.7%）、畜産食料品4,568億円（同30.4%）が高くなっている。

地域の農林水産物を活用した取組として、「中小企業地域資源活用プログラム」により、地域資源の域外への事業展開による新商品等の開発・事業化に対する支援、地域資源を活用した新たな取組の掘り起こしや地域資源の価値向上（ブランド化等）に対する支援を行い、平成21年度末現在で事業計画認定数は65件となった。

また、農商工等連携促進法に基づく農商工連携の取組として、東北農政局では、東北経済産業局と連携し、セミナーや説明会の開催等による制度の普及啓発活動や中小企業者と農林水産業者が相互の経営資源を活用した新商品・新サービスの開発、販路拡大等の取組への支援を行い、平成21年度末現在で事業計画認定は、東北で36件となっている。

(オ) 農林水産物等の輸出促進

管内では、主にりんご、りんどう、ながいも、米、日本酒を主力品目として輸出しており、ここ数年増加傾向で推移してきたが、平成20、21年ではりんご、ながいもに減少がみられた。

(カ) 自然循環機能の維持増進

東北におけるエコファーマーは、食の安全・安心に対する関心の高まりや、有機農産物等の高付加価値農産物に対する販売意識の向上から、特に近年は増加が顕著であり、平成22年3月末時点で約5万8千人と全国の3割を占め、平成17年3月末から4年間で約2.6倍に増加している。

バイオマスの効率的利活用を目的に策定するバイオマスタウン構想では、平成22年3月末現在、管内で累計46市町村が公表されている。

(キ) 農業生産基盤の整備

東北の水田整備状況は、平成20年12月現在で30a程度の標準区画整備済面積割合は62.1%（約39万ha）と全国平均61.3%とほぼ同じ水準にあるが、1ha程度の大区画整備済面積の割合は11.1%（約7万ha）で、全国平均7.9%を上回る整備状況にある。

平成16～20年度農業農村整備事業完了地区において、ほ場整備を契機とした担い手への農地の利用集積は、事業実施前より2.0～3.9倍に増加し

ている。

管内の農業農村整備事業等により造成された基幹的農業水路の総延長は約8,500kmで全国のおよそ2割を占める。国営事業を実施した受益面積の約4割が、完成後30年以上経過した農業水利施設を利用している。

ウ 豊かで住みよい農村の振興

(ア) 農村地域の現状

管内の総農家における農家人口（農家の世帯員数）は、昭和60年は319万9千人だったが、平成17年には201万人となり、118万9千人減少した。

販売農家における年齢別農家人口は、29歳以下の世帯員が昭和60年は104万人で全世帯員数の37%だったが、平成17年には58万7千人減少し、全世帯員数の27%にあたる45万3千人となった。65歳以上の高齢者は、昭和60年には44万人で全世帯員数の16%だったが、平成17年では7万2千人増加し、51万2千人で全世帯員数の31%となった。

さらに、農家人口等が減少するなか、東北の農業集落は混在化（農業集落の総世帯数に占める農家数の割合）が進展しており、5割を超える集落が都市的地域では87.6%、他の地域でも50%前後に達している。

(イ) 農山漁村活性化の取組

農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するため、農山漁村活性化法に基づき、県又は市町村が作成する活性化計画による取組を総合的かつ機動的に支援した。管内159市町村において129の活性化計画が策定され、農山漁村活性化プロジェクト交付金が交付された。

また、農山漁村の伝統文化、生活、自然、景観等、有形・無形の地域資源を活用した農山漁村活性化のための活動を支援する農山漁村（ふるさと）地域力発掘支援モデル事業では、平成20年度まで53地区が採択された。

(ウ) 都市と農村の共生・対流

都市と農山漁村の間で「人・もの・情報」の行き来を活発化することにより、人が都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイルを実現することを目指し、「東北地域都市と農山漁村の共生・対流連絡協議会」による関係機関との連携、東北農政局メールマガジンやホームページでの情報発信に取り組んだ。

平成21年8月には、「仙台七夕まつり」の期間に、仙台市役所前の勾当台公園において農業農村整備

イベント「七夕まつり“子どもに夢を”」を開催し、管内各県、各市町村等のグリーン・ツーリズム等のパンフレットを配布・説明し、「都市と農山漁村の共生、対流」のPRを行った。

また、子ども農山漁村交流プロジェクトを推進し、平成21年度は、全国で89カ所、うち東北では20カ所の受入れモデル地区を決定した。

(エ) 中山間地域の振興

中山間地域等は、東北の総面積の約7割、農業産出額の51%を占めており、地域特性を活かして多様な農産物を供給するなど、東北の農業・農村の中で重要な地位を占めているが、過疎化・高齢化の進行や担い手の減少により耕作放棄地が増加傾向にある。

中山間地域等の農業生産の維持を図りつつ、多面的機能を確保するための中山間地域等直接支払制度では平成21年度、管内179市町村の4,707集落協定等に中山間地域等直接支払交付金が交付され、その交付総額は89億5,791万円、交付対象農用地面積は7万1,645haとなった。また、全交付対象農用地面積の約75%に当たる5万3,571haで自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた取組を行った。

(オ) 農地・水・環境保全向上対策の着実な実施

農地・水・環境保全向上対策は、平成21年度については、前年度より1村増加し、管内の229市町村の8割にあたる181市町村で取り組まれた。

(カ) 農作物鳥獣被害対策の展開

平成21年度の東北における野生鳥獣による農作物被害は14.9億円で、前年に比べ約1.5億円減少した。

「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律」に基づき被害防止計画を作成した市町村においては、鳥獣害防止総合対策事業による支援が講じられ、管内では平成21年度末で71市町村で同計画が策定されている。

(4) 関係機関との連携強化

子どもから大人、消費者・生産者・事業者などが幅広く参加した食を考える運動を取り組むための食育の推進方策の協議の場として、「東北地域食育推進協議会」を開催するとともに、管内農政事務所においても食育に関する意見交換会等を開催した。

また、地場産物を活用した食育の重要性について理解を深めるため、「学校給食への地場産物活用の促進」をテーマとした学校給食関係者による意見交換会を管内18カ所で実施した。

また、東北における食料自給率向上に向けた取組を実効あるものとするため、「東北地域食料自給率向上協議会」を12月に開催し、各界からの協議会構成員と課題解決の方策を探るための意見交換を行った。

農商工連携の取組として、国、地方自治体、農林水産団体の関係機関が一体となって農商工連携を推進するため、「東北地域農商工連携促進協議会」を平成21年11月に開催した。

東北地域の関係機関・団体等の連携を深め、農林水産物・食品の輸出を促進することを目的とした「東北地域農林水産物等輸出促進協議会」の総会を平成21年5月に行うとともに、生産者、食品メーカー等を対象とした輸出促進セミナーや国内外の食品バイヤーを招聘した商談会を開催した。

(5) 広報活動

報道関係者に対して、プレスリリース（128回）、記事レクチャー（4回）を実施し、迅速な情報提供を行った。

管内の農業動向、農業行政に関する施策等の普及浸透を図るため、「東北食料・農業・農村情勢報告」を1,800部、また、東北農業・農村の現状等を図表でまとめた「東北農業のすがた2010」を4,000部発行し、一般消費者や都道府県関係者及び報道関係者等に管内における農業・農村の情勢を紹介した。

広く国民への効果的な情報提供の観点から、ホームページ内容の迅速な更新を行った。

メールマガジンは「東北農政局メールマガジン」（平成22年2月現在登録会員6,325名）を毎週1回発行した。

また、「東北農政局食料自給率向上メールマガジン」「東北農政局農産物・食品等輸出関連情報メールマガジン」「東北おらほの特産農産物応援メルマガ」も随時発行した。

東北農政局の「消費者展示コーナー」では、毎月管内市町村の協力を得て、農林水産業に関する特色ある展示を行うとともに、各農政事務所においても「消費者の部屋」を設置し消費者に情報提供を行った。

2 関東農政局

(1) 地域経済及び農業産出額

ア 地域経済

管内の平成21年度の経済情勢をみると、平成20年秋以降の国際的な金融危機により、雇用情勢等に厳しい状況が残るなか、製造・非製造の別、業種等によるばらつきはあるものの、総じて回復の動きがみられる。

個人消費はエコカー減税やエコポイント制度によ

り、弱い動きとなっているものの一部に回復の動きがみられる。製造業の生産は回復の動きが続いている。非製造業では、リース業は低調に推移し、情報サービス業は弱い動きとなっている。

イ 農業産出額

管内における平成21年の農業産出額（都道府県別推計）は2兆1,009億円で、前年に比べ3%減少した。なお、管内の農業産出額が全国に占める割合は25%となっている。

ウ 農業経営

平成21年の個別経営（農業経営体1経営体当たり）の状況を見ると、農業収入は377万円で、米をはじめ多くの農畜産物価格が低下したこと等から前年に比べ3%減少した。

一方、農業経営費は268万円で、肥料費等が増加したものの飼料費、光熱動力費等が減少したこと等から前年に比べ3%減少した。

この結果、農業所得は109万円となり、前年に比べ3%減少した。

なお、総所得は444万円で、総所得の構成をみると、農業所得が25%、農外所得が36%、年金等の収入が39%となっている。

(2) 農業生産の動向

ア 水田を中心とした土地利用型作物（平成21年産）

水稲の作付面積は31万7,200haで、前年産に比べて1,200ha減少（対前年比100%）した。

作柄は、全もみ数が管内全都県でやや少なかったものの、登熟期の日照時間が平年を上回って推移したため、登熟はおおむね順調であった。

10a当たり収量は530kg（作況指数99）、収穫量は168万t（対前年比97%）となった。

品種別では「コシヒカリ」が作付面積の65%を占め、続いて「あきたこまち」の5%、「あさひの夢」、「キヌヒカリ」がそれぞれ4%の順となっている。

4麦（小麦、二条大麦、六条大麦、裸麦）合計の作付面積（子実用）は4万1,800haで、前年産に比べて100ha増加（対前年比100%）したが、収穫量は13万5,100t（同92%）と前年産に比べ減少した。

大豆の作付面積は1万4,800haで、前年産に比べて300ha減少（同98%）した。収穫量は2万4,100t（同94%）となった。

イ 園芸作物

平成21年産主要野菜（主産県調査・指定14品目）の作付面積は9万6,800haで、収穫量360万1,000t、出荷量304万9,000tであった。

作付面積上位の野菜をみると、キャベツ1万

3,300ha、レタス1万2,300ha、ほうれんそう1万300ha、ねぎ1万200haなどになっており、葉茎菜類の作付けが多くなっている。

平成21年産果樹（調査対象14品目）の結果樹面積は5万3,000haであった。

主要果実の収穫量は、温州みかんが15万3,500t、りんごが17万6,400t、日本なしが14万4,500t、ぶどうが8万7,500tであった。

平成21年の花きの作付（収穫）面積（主産県）は切り花が4,039ha、球根類23ha、鉢もの類658ha、花壇用苗もの類が573haであった。

ウ 畜産・飼料作物

平成22年2月1日現在の主要家畜の飼養頭羽数は乳用牛22万9,200頭（対前年比97%）、肉用牛35万3,600頭（同97%）であった。

また、平成21年の生乳生産量は143万1,000t（同98%）となった。

平成21年産の飼料作物の作付面積は4万4,200haで、前年産に比べて400ha（同101%）増加した。

エ 工芸農作物

平成21年産の茶の栽培面積は2万1,700ha（対前年比97%）、荒茶生産量は3万7,400tで、全国の43%の生産量を占めている。

平成21年産のこんにゃくいもは収穫量が6万5,100tで、全国の97%を占めている。

(3) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 食料自給率の向上に向けた取組

関東農政局では、意見交換会の開催、広報活動等を通じ、地産地消、食育、米飯学校給食、米粉の普及及び飼料増産・食品残さの飼料化等の推進を図ることにより、食料自給率の向上に向けた国民の理解醸成に取り組んだ。

具体的な取組として、「食料自給率の向上に資する優良取組事例」、「食料自給率アンケート」の実施、「地産地消の優良事例の収集と情報発信」、「食育シンポジウム」の開催及び「関東地域飼料増産及び食品残さ飼料化（エコフィード）合同会議」の開催等を行った。

イ 担い手の育成・確保の推進

関東農政局では、都県、市町村の各段階において、行政、農協及び農業委員会等の農業関係団体が一体となって、担い手（認定農業者や集落営農組織）を育成・確保するため、経理・税務等の専門的な知識習得等の支援・相談活動を実施する「担い手育成総合支援協議会」（以下「担い手協議会」という。）の組織化を推進している。管内では、平成22年3月末

現在、都県段階に10協議会、地域段階に333協議会が設立されている。

担い手協議会が実施する担い手の経営改善・発展に向けた取組を支援するため、「担い手アクションサポート事業」が実施され、中小企業診断士等のスペシャリストによる相談会の開催、簿記研修、先進的経営体の視察等の取組が管内各地域で行われている。管内においては、平成21年度は8県担い手協議会及び92地域担い手協議会が本事業を活用した。

このような担い手の経営改善・発展に向けた取組を行った結果、管内の認定農業者数は、平成22年3月末現在、419市町村において5万1,495経営体（前年同月末5万676経営体、対前年比1.6%増）の農業経営改善計画が認定されている。

ウ 農地政度改革、農地の有効利用に向けた取組

国内の農業生産の基盤である農地の確保及び農地の効率的な利用が図られるよう、農地の転用規制の強化、農地の権利移動の許可基準の見直し、遊休農地の農業上の利用の増進を図る措置の充実、農地の利用集積を円滑に進める事業の創設等を柱とする「農地法等の一部を改正する法律」が、平成21年6月24日に公布され、同年12月15日に施行された。これに伴い、7月から8月にかけて改正法の、10月から11月にかけて改正法施行令及び施行規則の案についての説明会を管内10都県で行った。

また、12月には法改正で新たに始まった「農地を相続した際の農業委員会への届け出」について周知を図るため、パンフレットを作成し、管内の地方務局、司法書士会、税理士会等に配布、説明した。

農業経営基盤強化促進法については、改正法施行後3ヶ月以内に都県の基本方針の見直し、都県の基本方針見直しから3ヶ月以内に市町村基本構想の見直しが必要となるため、管内10都県全てにおいて3月上旬に基本方針の見直しを完了した。

耕作放棄地解消に向けては、関東農政局耕作放棄地解消プロジェクトチーム（平成20年1月設置）を主体に、都県等と意見交換を行うなど、耕作放棄地解消に取り組んでいる。

具体的には、平成21年度に創設された「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」についての事業制度説明会の実施や、地域耕作放棄地対策協議会の設立を各市町村に対して働きかけを行った。

その結果、管内382市町村（農振農用地区域内に耕作放棄地がある市町村）のうち251市町村で協議会が設立され（平成22年3月31日時点）、管内で1,799ha（農振農用地区域内1,281ha）の耕作放棄地

が解消された。

エ 戸別所得補償モデル対策の実施

我が国の農業は、農業従事者の減少・高齢化、農業所得の激減など大変厳しい状況にある。このため、意欲のある農業者が農業を継続できる環境を整え、国内農業の再生を図ることで、我が国の食料自給率の向上を図るとともに、農業の有する多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるよう、平成23年度から戸別所得補償制度が導入される。平成22年度には、本格実施に向けて、事業の効果や円滑な事業運営を検証するために戸別所得補償モデル対策を実施することとなっている。

関東農政局においては、戸別所得補償制度の円滑な実施に向け、平成21年11月に戸別所得補償推進本部を立ち上げ、農政局・農政事務所における推進体制を確立するとともに、関係機関への協力要請や説明会の開催、集落座談会での農業者への周知など周知活動に努め、平成21年度には管内で約1,450回の説明会を開催し、延べ5万9千人の方に対して説明を行った。

さらに6月30日までの加入申請受付期間に対象となる農業者への周知に向けてポスター掲示やパンフレットの配布、広報誌への記事掲載等各種広報媒体を活用したさらなる広報活動を行った。

オ 環境保全型農業の推進

関東農政局では、環境保全型農業の普及・啓発を目的として、事業説明会の開催や各種情報の提供を実施した。

また、土壌保全対策として、技術普及のための研究会において土壌調査技術等の研修を行った。

第15回環境保全型農業推進コンクールにおいては農事組合法人佐原農産物供給センターが農林水産大臣賞を受賞したほか、優秀賞1点、奨励賞5点の受賞があり、平成21年3月には表彰式及び事例発表を行った。

持続農業法に基づく管内の認定農業者（エコファーマー）は着実に増加し、平成21年3月末現在で、3万9,731件（前年同月末3万7,528件、対前年比5.9%増）となっている。

さらに、有機農業の普及・推進に向け、同年2月に関東地域有機農業推進検討会を開催した。関東管内における有機農業総合支援対策の事業実施主体は、地域協議会において有機農業に係る農業者の育成や生産・流通・販売の拡大等に努め3団体において技術支援施設等の整備を行った。

平成19年4月から開始された農地・水・環境保全

向上対策については、平成21年度に63市町村、131活動組織の3,341haで営農活動支援が実施された。

カ 農林水産物・食品の輸出促進

関東地域の関係機関・団体等の連携を深め、農林水産物・食品の輸出の取組を促進することを目的とした「農林水産物等輸出促進関東地域協議会」の年次総会を平成21年7月31日に開催し、同日開催で「第1回農産物・食品等輸出促進セミナー」を実施した。セミナーには約100名が参加し、輸出にかかる諸制度や支援措置の情報、輸出取組の先進事例等の情報が提供された。

また、同年10月30日には「輸出オリエンテーションの会」を開催し、輸出を志向する事業者等が国内外の商社・バイヤーと直接商談を行った。さらに、「第2回農産物・食品等輸出促進セミナー」や、産品を出品した農林漁業者等が、試食を通じてバイヤー等からその輸出可能性についてのアドバイスを受ける「輸出品発掘会」が実施され、約180名が参加した。

関東農政局では同協議会の活動を支援するとともに、ホームページへの掲載などによる輸出関連情報の提供や輸出相談窓口における輸出取組者からの相談・質問等への対応を行った。

その他に、各県における課題毎のセミナーを、千葉県、群馬県、茨城県及び埼玉県の4県で取り組んだ。

これらの輸出促進対策に取り組んだ結果、管内では輸出取組の増加がみられた。

キ 食の安全・消費者の信頼確保に向けた取組と食育の推進

関東農政局では、食の安全を確保するため、農薬及び飼料並びに水産用医薬品の使用実態調査、農産物のカドミウム等の有害物質実態調査、BSE対策として飼料及び肥料への危険部位の混入防止措置、牛トレーサビリティ制度の遵守状況等調査、高病原性鳥インフルエンザ発生時の対応等を行った。

また、食の安全・消費者の信頼を確保するために、「消費者団体との意見交換会」を開催し、食料・農業・農村基本計画を中心とした新たな農業政策について、意見交換等を行ったほか、関東農政局が取組む食の安全施策に関しての情報提供等を行うため、ホームページ等を活用するほか、「消費者等との意見交換会」、「リスク管理セミナー」及び「食品表示セミナー」を各都県において開催した。

さらに、生鮮食品、加工食品、有機農産物等の表示調査、食品表示110番及び食品表示ウォッチャー等の情報を活用した事実確認のための調査等を実施

し食品表示の適正化を推進するとともに、食品表示の適正化を推進する事業者の自主的な取組を促進するため埼玉県及び東京都において食品表示適正化技術講座を開催した。

食育の推進については、厚生労働省と農林水産省が共同で策定した「食事バランスガイド」の普及・活用推進のため、消費者や食品事業者等を対象とする説明会の開催、市民講座、学校等への講師派遣、消費者等を対象としたイベント等への出展等を行うとともに地域における活動を「食の安全・安心確保交付金」で支援した。

また、消費者等に農業や食に関する理解を深めてもらうため、農業体験である「教育ファーム」や調理体験等の取組を各都県で関係機関と連携して実施した。

さらに、食育月間セミナーの開催、消費者の部屋特別展示、シンポジウム等を開催した。

その他、「関東地域食育推進ネットワーク」として、ホームページ、電子メールを活用した参加者相互の情報交換や会員の情報発信の支援を行うとともに、実践事例の報告や意見・情報交換会を管内各都県段階毎に実施した。

ク 食品リサイクルの推進

平成19年12月に改正食品リサイクル法が施行され事業者ごとに再生利用等の実施目標が設定されることや定期報告義務が新設される等の改正が行われたこのため、関東農政局では、改正法が円滑に運用されるよう、農政事務所等の職員が該当する事業者への訪問等により周知及び徹底を図るための取組を行った（平成21年度3,181事業者）。加えて、定期報告義務制度について対象事業者への普及、報告書の記入方法の説明等を目的として、さいたま市及び東京都内において計5回の説明会を開催した。

また、優良な食品リサイクル事業者を育成するため、食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者への指導等を行った（平成22年3月末管内登録事業者数61件）。

さらに、地域バイオマス利活用交付金を活用した学校給食残さの堆肥化施設（山梨県笛吹市）、食品加工残さの飼料化施設（千葉県旭市）の整備を行った。

ケ 農商工連携

平成20年7月に農商工等連携促進法が施行され、法に基づく認定は、平成22年3月末までに6回行われており、事業計画が84件、支援計画が3件認定された。また、この取組を普及・促進するため、経済

産業省関東経済産業局と共催で平成22年2月に「農工商等連携フォーラムin山梨」を、平成21年11月、平成22年1月、2月に埼玉県、茨城県及び山梨県において農工商連携マッチングフェア」を開催した。

また、農工商連携に係るイベント等について随時、関東農政局メールマガジンを活用して情報発信を行うとともに、管内で農工商連携に既に取り組んでいる事業者等に情報提供を行った。

コ バイオマスの利活用の推進

関東農政局では、関東地域の各省地方支分部局、試験研究機関及び都県からなる「バイオマス・ニッポン総合戦略関東地域連絡協議会」の幹事会を開催し、各機関の情報の共有を図った。

また、補助事業である環境バイオマス総合対策推進事業のうち地域における環境バイオマス総合対策調査（関東地域調査事業）により組織されている産学官による「関東バイオマス発見活用協議会」が開催した「バイオマスタウンの実現に向けて」と題する研修会や、同事業を活用して行われた未利用バイオマス調査等への支援を行った。

さらに、地域バイオマス利活用交付金や、バイオ燃料地域利用モデル実証事業等により、地域におけるバイオマスの利活用を支援した。

これらの活動等を通じ、バイオマスの利活用及びバイオマスタウン構想の普及・啓発の推進を図った。

サ 都市と農山漁村の交流の取組

関東農政局では、都市と農山漁村がお互いの地域の魅力をわかちあい、「人・もの・情報」の行き来を活発にしていくという観点から、都市と農村を行き交う新たなライフスタイルの実現を進める取組みとして、グリーン・ツーリズムや、子どもの農業・農村体験の取組を推進している。

平成21年7月には「関東農政局消費者の部屋」（さいたま新都心合同庁舎1号館、インフォメーションセンター内）において、グリーン・ツーリズム・子ども農山漁村交流プロジェクト関係のパネル展示やパンフレットの無料配布を行った。

また、農林水産省、文部科学省、総務省の連携により、小学校における農山漁村での1週間程度の長期宿泊体験活動を推進する「子ども農山漁村交流プロジェクト（愛称「ふるさと子ども夢学校」）の取組は、取組2年目となる平成21年度には、全国で37、管内は5の受入モデル地域が新たに選定され、平成20年度選定地域と合わせ、全国で90、管内で13のモデル地域において、文部科学省が認定したモデル推進校を中心に農林漁家民宿・民泊体験が実施さ

れた。

シ 鳥獣被害防止対策の推進

関東農政局では、野生鳥獣の生息分布域の拡大等により高止まりとなっている鳥獣被害を軽減・防止するため、平成21年12月8日茨城県つくば市において、被害防止に関する知識の向上及び最新技術の普及を目的とした、農作物鳥獣害防止対策技術検討会を開催した。

また、平成19年12月に成立した鳥獣被害防止特別措置法のさらなる周知を図るため、現地説明を行うとともに、市町村が計画的に行う鳥獣害対策への支援（鳥獣害防止総合対策事業）の説明を行った。

さらに、地域の要請に応じて、鳥獣害対策のアドバイスを行う専門家を12地域に紹介し、地域の被害防止対策を推進した。

(4) 関係機関との連携強化

地域農政の円滑な推進を図るため、「関東地域食育推進ネットワーク」、「地域リーダー・有識者との意見交換会」、「農業経営体代表者との意見交換会」、「地域農政に関する市町村長懇談会」、「報道関係者との現地調査」等の各種懇談会及び意見交換会等を開催し、広く意見交換を行った。

また、各種施策の推進に当たっては、関連省庁、都県、生産者団体、実需者団体、消費者団体及び試験研究機関等との各種会議及び意見交換等を通じ意思疎通を図ってきた。

さらに、「関東地域農林水産情報ネットワーク」を活用し、生産者、自治体、JA、生協、消費者など地域関係者間の連携を図りながら、地域における農林水産情報を迅速に分かりやすく提供できるよう努めてきた。

(5) 広報活動

管内の農業動向、農業行政に関する施策等の普及浸透を図るため、「関東食料・農業・農村情勢報告」、各種統計資料を公表し、一般消費者や都県関係者及び報道関係者等に管内の農業・農村を紹介した。

関東地域の農政推進地域情報を毎月ホームページに掲載した。

食料・農業・農村に関する情報を「関東農政局メールマガジン」として毎週木曜日に発行するとともに、関東農政局ホームページに掲載した。

インフォメーションセンター内の「消費者の部屋」では、毎月各部の協力で農林水産業に関する幅広いテーマを取り上げた特色ある展示を行うとともに、各地方農政事務所にも消費者コーナーを設け、広く消費者に情報提供を行った。

なお、各種施策の推進に当たっては、リーフレットの配布や説明会の開催、優良事例の紹介等に努めた。

さらに各地域で行われた農業祭等のイベントに参加し、農業施策等について広くPRを行った。

3 北陸農政局

(1) 地域経済及び農業経営の概要

ア 地域経済

平成20年秋以降の世界的な金融危機による急速な景気悪化という厳しい状況の中から、管内の景気や雇用情勢、生産の一部に持ち直しの動きがみられている。

また、21年度の企業収益は低水準ながら回復の方向にあるが、設備投資は減少した。

雇用情勢は厳しい状況にあり、有効求人倍率は低水準で推移する中、一部で上昇に転じてきているものの、雇用者所得は前年を下回り、個人消費も引き続き弱い動きとなった。

イ 農業経営（水田作経営）

北陸の平成21年水田作経営1経営体当たりの農業粗収益は248万円で、前年に比べ8万円（3.0%）減少した。

一方、農業経営費は199万円で、前年に比べ2万円（0.9%）増加したことから、農業所得は49万円となり、前年に比べ10万円（16.1%）減少した。

また、農業所得、農外所得及び年金等の収入に農業生産関連事業所得を加えた総所得は461万円で、前年に比べ46万円（9.0%）減少した。

水田作作付延べ面積規模別で最も大きい20ha以上階層農業所得は1,132万円と、北陸において平均的な経営規模である1.0～2.0ha階層（47万円）の約24倍となっている。

(2) 農業生産の動向

ア 水稲

平成21年産水稲の作付面積（子実用）は、水田を有効活用する取組の推進による新規需要米等の作付けにより前年産に比べ200ha（0.1%）増加し、21万haとなった。

10a当たり収量は、全もみ数及び登熟とも平年並みとなったことから、前年産を17kg（3.1%）下回る528kg、作況指数は99となった。

県別には、新潟県が作況指数99の534kg、富山県が100の537kg、石川県が98の511kg、福井県が97の500kgとなった。

この結果、収穫量は前年産を3万6千t（3.1%）下回る110万8千tとなった。

品種別には、コシヒカリが83万2,900tで全収穫量の75.2%を占めた。

イ 麦

平成21年産六条大麦（子実用）の作付面積は、需要の増加等により前年産に比べ530ha（5.9%）増加し、9,480haとなった。

10a当たり収量は、作柄の良かった前年産を18kg（5.4%）下回る316kgとなった。

この結果、収穫量は前年産を100t（0.3%）上回る3万tとなった。

ウ 大豆

平成21年産大豆（乾燥子実）の作付面積は、他作物への転換により前年産に比べ400ha（2.5%）減少し、1万5,400haとなった。

10a当たり収量は、7月上旬以降の日照不足により生育が軟弱傾向となり、9月中旬以降は好天に恵まれたものの成熟期間が短くなり小粒傾向となったことから、前年産を12kg（7.1%）下回る157kgとなった。

この結果、収穫量は前年産を2,500t（9.4%）下回る2万4,200tとなった。

エ 畜産

平成22年2月1日現在の乳用牛の飼養戸数は474戸（前年比7.2%減）で、飼養頭数は1万7,900頭（同4.8%減）となった。

肉用牛の飼養戸数は531戸（同0.2%減）で、飼養頭数は2万4,900頭（同2.9%増）となった。

(3) 主要な農政課題等をめぐる動き

北陸農政局では、平成21年度行動計画を作成し、これに基づき各種施策を推進するとともに、北陸地域の食料・農業・農村の動向と課題を「情勢報告」としてとりまとめた。

ア 食料自給率向上に向けた取組

北陸地域の平成20年度における食料自給率は79%と高い水準となっているが、品目毎に見ると米が全体の自給率を引き上げており、米を除く自給率は14%と低い水準にある。

このため、食料自給率向上に向けた意識の向上を図るため、「ライスランド北陸2009」キャンペーン活動を推進し、旅行雑誌に北陸地域の「食」と「農」の特集記事を掲載するなどの取組を実施した。

国民運動「フード・アクション・ニッポン」の取組では、北陸地域の小学校3校において「食料自給率の大切さを伝える授業」などを実施した。

また、野菜の加工・業務用需要向け生産拡大を図るため、富山県南砺市の加工用大かぶ産地におい

て、生産者と実需者との現地検討会を実施するとともに、飼料自給率の向上を図るため、転作田における稲発酵粗飼料や飼料用米の作付拡大等を推進した結果、飼料用米作付面積は前年に比べてほぼ3倍(110ha)に増加した。

イ 米関連対策の着実な推進

(ア) 平成21年産米の取組

平成21年産米の生産調整については、全国の各地域で、農業者団体と行政が一体となり、その実効性の確保に向け全力で取り組んできた。

その結果過剰作付は、昨年に比べ全国で約5千ha減少し、4万9千ha程度となっている。管内では、富山、石川、福井県は、引続き生産調整を達成している。新潟県は、昨年に比べ約400ha過剰作付を減少させているが、依然4,200ha程度の過剰作付となっている。

(イ) 戸別所得補償モデル対策の実施に向けた取組

食料自給率の向上と多面的機能の維持を図るとともに、意欲あるすべての農業者が農業を継続し経営発展に取り組める環境を整備するため、平成22年度から戸別所得補償モデル対策が実施されることとなった。

本対策の円滑な実施に向けて、多くの農業者に加入頂くとともに、広く国民の理解が得られるよう、管内においては、22年1月に北陸ブロック説明会を開催したのを始め、県別・地区別説明会を延べ946回、3万8,848人(22年3月末現在)の参加を得て開催するとともにパンフレット等により周知に努めたところである。

また、管内においては、水田を有効活用するため、過剰作付となっている新潟県を重点的に、新規需要米(米粉用、飼料用)及び加工用米の生産拡大の取組を推進した。

(ウ) 米の適正流通確保に向けた取組

米のトレーサビリティ法及び改正食糧法の平成22年度施行に伴う、新しい制度の円滑な導入に向け、職員の理解と能力向上のため研修を実施するとともに、米の取扱対象事業者に対する新しい制度の普及・啓発の取組を行った。

ウ 農地・水・環境保全向上対策の推進

本対策に係る事務手続きの改善と処理の迅速化を図るため、提出書類の事前チェックなど書類作成に係る助言・指導を行った。

また、現地の組織活動に参加し、地域協議会や活動組織の代表者等との意見交換(4回)を行うとともに、9月には地域協議会及び関係機関との情報共

有と連携強化を促進するため「農地・水・環境保全ネットワーク会議」を開催した。

これらの結果、管内では2,426地区、約12万haの農地で本対策の取組が行われた。

また、地域協議会及び市町村を対象に、平成22年度の中間評価に向けた施策評価に係るアンケート調査を実施した。

エ 意欲ある多様な農業者の育成・確保の取組

(ア) 水田経営所得安定対策の推進

管内における平成21年産の加入申請経営体は1万4,296経営体(前年比443増)と全国の17%を占めている。加入申請経営体の米の作付予定面積は8万8,773haで、全国の18%、管内の21年産水稲作付面積の42%となっている。

(イ) 認定農業者の育成

平成21年3月末現在の認定農業者数は1万7,898経営体(うち法人1,382)で、前年に比べ1,745増加した。営農類型区分別にみると、稲作単一経営が約5割、稲作を主体とした準単一複合経営が約4割と約9割が稲作を主とした経営であり、これは全国平均に比べて高い割合となっている。

(ウ) 集落営農の組織化・法人化の推進

平成22年2月1日現在の集落営農数は2,089(全国の15%)であり、うち農業生産法人の割合は29%と全国(15%)を大きく上回っている。

また、担い手不足が見込まれる地域において、農地・農作業の受け手となることが期待される特定農業団体及び特定農業法人は、21年3月末現在でそれぞれ200団体及び200法人となっている。

(エ) 一般企業等の農業参入の推進

a 取組概要

農地法等の一部改正を踏まえ、建設業・食品産業等の各種業界団体等への、制度・支援策の情報提供や農業参入意向企業及び関係市町村等への資料提供、個別相談など、一般企業等の農業参入を促進するための活動を行った。

b 一般企業等の農業参入状況

平成21年12月14日現在の農業参入法人数は55法人となっている。これらを形態別にみると、株式会社31法人、NPO法人等18法人、特例有限会社6法人となっている。

また、業種別では、建設業21法人、第三セクター10法人、食品産業7法人、NPO法人7法人、その他10法人となっている。

(オ) 新規就農の促進

円滑な就農のための技術・経営研修メニューの

整備、就農支援資金の貸付等の支援を行った。新規就農者数は近年増加傾向で推移するとともに、法人への就業や中高年のUターン等就農ルートが多様化している。農政局では新規就農に関する情報提供として、福井県と協力し新規就農セミナー（2月）を開催するとともに、各県の就農支援施策をまとめたパンフレットを作成し関係機関への配布等を行った。

(カ) 女性農業者の参画に向けた取組

農山漁村における女性の経営及び社会参画に向け、「農山漁村女性の経営参画促進実践セミナー」（2月）、女性農業者の情報交換を目的とした「北陸地域女性農業者WAY・WAYネットワーク交流会」（8月）、「北陸農政局男女共同参画優良事例表彰式」（11月）を開催した。

また、女性起業活動を紹介した「北陸地域女性起業マップ」の作成や農政局ホームページ及びメールマガジンによる各種情報提供等を行った。

オ 食の安全と消費者の信頼確保、食育の取組

(ア) 食の安全と消費者の信頼確保に向けた取組

a リスクコミュニケーションの推進と消費者への情報提供及び意見交換

グループディスカッションを取り入れた『『食品の安全とリスク』のセミナー』を開催し、リスクコミュニケーションを推進した。

また、消費者への情報提供及び意見交換を行う「食の安全1.2.3!とくだねe~講座」（計31回）や、消費者ニーズの把握と農林水産行政に関する消費者の理解の促進を図る「消費者団体との意見交換会」を各県2回ずつ開催した。

b 農産物のリスク管理の推進

国際的な動向に即したリスク分析を基本とする食品安全行政を着実に推進するため、危害要因に係るサーベイランスやモニタリング等の取組について、各県担当者との意見・情報交換を行い、農林水産分野におけるリスク管理等の基本的な考え方に関する知見・情報の共有を図った。

また、各県と連携し、農産物の農薬残留やカドミウム含有等の実態について調査するとともに、農業者等に対して農薬の適正使用・飛散防止やカドミウムの吸収抑制対策等の徹底を働きかけた。このほか、県や試験研究機関が参集した技術検討会の開催等を通じて、総合的病害虫・雑草管理（IPM）の推進を図った。

c 家畜伝染病の発生・まん延防止

管内で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合の農政局の防疫支援体制等を確認するために模擬訓練を実施し、その結果を踏まえ対応マニュアルを改正した。

また、石川県と連携し、防護服の着脱、患鶏の疑似殺処分、車両の消毒等に関する実地訓練を実施した。さらに、高病原性鳥インフルエンザ対応に係る各県関係部局との連携強化のため連絡会議を開催した。

d ペットフード安全法に関する取組

平成21年6月1日のペットフード安全法施行に伴い、製造・輸入業者の届出受付を開始するとともに、22年1月からは小売販売業者における立入調査を開始した。

また、21年5月には管内各県において届出対象業者に対する説明会を、22年1月には富山県においてペットフード関連業者及び管内各県行政担当者を対象にセミナーをそれぞれ開催し、法に基づく各種取組が円滑に推進されるよう周知活動を行った。

e 牛トレーサビリティ制度の円滑かつ適切な実施

牛トレーサビリティ法に基づき、牛の個体識別のための情報の適切な管理・伝達を推進する観点から、牛の飼養者及び販売業者等に対して監視・指導を行った。

f 食品表示の監視・指導等

JAS法に基づく食品の適正表示を推進するため、食品事業者に対して生鮮食品調査及び加工食品の原料原産地表示等の調査を実施するとともに、食品表示110番等に寄せられた食品の不適正表示等に関する情報に基づく調査・指導を行った。

平成21年1月9日に改正された玄米及び精米品質表示基準の改正点を事業者にも周知するため、米の表示制度説明会を開催（35回）したほか、事業者や消費者の要請に基づき出張講座を実施した（155回）。

食品表示に関する法令を所管する関係各機関と連携し、「食品表示監視協議会」を各県にて開催。不適正表示に関する情報共有や意見交換等を行った。

(イ) 地域における食育の取組

「食育月間」、「食育の日」の取組と併せて、「移動消費者の部屋」の開設及びパネル展示等のほか、大学等の食堂において卓上メモを活用し、食育に

関する情報提供を行った。

また、子育て世代を中心に食育の理解を促進するため、地域情報誌において局長との誌上対談を実施した。

地域の食育推進を図るため、各県において「減らそう！食卓からの食品残さ」をテーマに「食育ネットほくりく」交流会を開催した。

「食事バランスガイド」活用促進の取組では、バランスのとれた日本型食生活の普及を図るため、「食事バランスガイド」簡単メニューを募集し、応募作品の中から北陸農政局長賞を授与するとともに、農政局ホームページに掲載しメニューの活用促進に努めた。また、食事バランスガイドの普及状況を把握するため、「食事バランスガイド」認知度等アンケート調査を実施した。

「教育ファーム」推進の取組として、地域に根付いた教育ファームの推進方策を検討する「北陸ブロック教育ファーム推進協議会」を開催したほか、教育ファームを支援・実施する関係者間の相互の交流・連携を図る「教育ファーム」交流会を開催した。

その他、メールマガジン、農政局ホームページや啓発誌「食育を進めよう！」を活用して食育に関する情報提供を行った。

カ 地産地消の推進に向けた取組

地場農産物の利用拡大に向けた関係づくり及び学校給食における地産地消のさらなる推進を図るため、「北陸地域地産地消推進ミーティング」を開催し、学校給食の現場における課題や解決方策について意見交換を行うとともに、地域の個性を活かした創造的かつ将来性のある地産地消活動5事例に対して北陸農政局長賞を授与した。

さらに、平成21年度の「地産地消の仕事人」に管内から4名が選定されたほか、「地産地消・学校給食等メニューコンテスト」においては、PFUライフエージェンシー株式会社（石川県）に農林水産大臣賞、トラットリアピッコロソーニョ（福井県）に生産局長賞がそれぞれ授与された。これら地産地消に積極的に取り組んでいる事例については、農政局ホームページへの掲載等を通じて情報提供を行った。

キ 多彩な米消費拡大の推進

米の消費拡大を重点施策の一つとして位置付け、年間を通して①朝食欠食の改善に向けた「めざましごはんキャンペーン」、②米を中心とした日本型食生活の周知、③米飯学校給食の拡大、④各種イベン

ト等における普及・啓発活動などに取り組んだ。

また、米粉を利用した製品の一層の拡大を図るため、米粉料理教室の開催、学校給食への米粉パンの導入推進、「米粉取扱店マップ」の発行、「米粉料理レシピ集」の作成、米粉製粉業者・加工業者・消費者との意見交換会の開催などを通じた普及活動を行った。

ク 農産物等の輸出促進に向けた取組

北陸地域農林水産物等輸出促進連絡協議会と連携し、輸出促進のための勉強会（10、3月開催）、輸出オリエンテーションの会によるバイヤーとの商談会や試食会（11月開催）、在日外国人を対象とした食材交流会（2月開催）などを実施し、輸出意欲のある事業者への支援や北陸産食材のPRを行った。

ケ 農商工連携の取組

「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」に基づき、経済産業局等と連携し、「農商工連携フォーラム」等を実施して普及・啓発を図るとともに、11件の農商工等連携事業計画及び1件の農商工等連携支援事業計画を認定した。

また、地域農産物を活用して新商品開発や販路開拓を行う農業者と食品事業者の連携した取り組みについて、食料産業クラスター協議会等を通じて6件を支援したほか、施設整備事業による支援を4件行うとともに、関係機関と連携して「食農連携ワークショップ」等に参画するなど、産学官連携や異分野・異業種間連携等の取組を推進した。

コ 農山漁村地域の活性化の取組

(ア) 農山漁村の活性化に向けた取組

農山漁村地域の創意工夫を活かした取り組みを総合的に支援するため、局内に設置している「農山漁村活性化支援窓口」において、市町村等からの相談に対応するとともに、県・市町村担当者等への説明会や個別相談会等を開催し、「活性化計画」の作成を働きかけた結果、新たに7市町を含めて20市町にて23計画が策定され、平成19年度からの累計で53市町村において110計画が作成された。

また、市町村が要望するテーマに基づき、関係する農政局の各担当が現地に出向き意見交換会を開催し、地域活性化に向けた取組の促進に努めた。

(イ) 都市と農山漁村の共生・対流の推進

地域の特性を活かした都市との共生・対流の推進に向け、農政局ホームページを通じ、規制緩和措置を活用した農家民宿の取組事例や市民農園の整備促進に向けた農園開設状況の情報提供など、

支援施策や政策情報について情報発信を行った。

また、小学生を対象に1学年100人規模の子どもたちが、農山漁村で長期宿泊体験活動を行う「子ども農山漁村交流プロジェクト」について、11地域のモデル地域で受入体制づくりのための総合的な支援を行った。

(ウ) 鳥獣被害対策の推進

深刻化する鳥獣被害を踏まえ、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」(以下、特措法)及び鳥獣害防止総合対策事業について管内市町村等への周知を図った。その結果、管内81市町村中60市町村において特措法に基づく被害防止計画が作成(平成21年度末現在)され、35地域協議会(41市町村)において上記事業が実施された。

(エ) 中山間地域等直接支払制度の推進

中山間地域等直接支払制度の推進を図るため、制度を活用して積極的な活動を展開している集落等の事例を農政局ホームページで紹介するなどの取組を行った。

サ バイオマス・ニッポンの実現に向けた取組

「バイオマス・ニッポン総合戦略」の実現に向けバイオマス利活用の促進を図るため、バイオマス賦存量調査、一般消費者等への普及・啓発のための事業への支援を行った。

また、地域の主体的な取組の推進を図ることを目的として、管内市町村等に対して、バイオマスタウン構想の説明や意見交換等を実施するとともに、支援策(交付金等)の説明等を行った。

シ 生物多様性の保全への貢献

トキの野生復帰に向けて、「トキの野生復帰に係る農業・農地戦略検討会議」を設置し、関係行政機関、地域農業者及び研究機関と連携しながら、トキと農業の共生を目指した農業・農地分野での取組を推進する体制の強化を図った。平成21年度は5回の検討会議を開催し、具体的な餌場づくりの手法を検討・実践するとともに、22年2月に地域農業者等を対象としたフォーラムを開催し、トキの野生定着と持続可能な佐渡農業の実現の両立を目指した取組を進めた。

(4) 関係機関との連携強化

管内各県・市町村、土地改良区等から、随時「施策提案」を受け、地域農政推進のための意見交換を行うとともに、地域住民からの要望・相談に対応し、地域農政の理解醸成に取り組んだ。

また、管内農林・農地部長会議を2回開催し、5月

は管内各県の農業情勢や特徴的な取組についての討議、10月には戸別所得補償モデル対策事業の推進に向けた意見交換を行った。

(5) 広報活動

ア 報道機関対応

管内の農業動向、各種調査結果、主要施策等について随時公表を行うとともに、農政担当記者との情報交換の場として、石川地区(金沢市)及び新潟地区(新潟市)において記者懇談会を毎月開催し、一般国民へのタイムリーな情報提供に努めた。

また、農業関係記事等の報道に当たり、主導的な役割を果たしている論説委員等と農政局幹部との現地懇談会を12月に実施した。

イ ホームページやメールマガジンによる情報発信

農政局ホームページでは、食料自給率の向上、食の安全や消費者の信頼の確保、戸別所得補償モデル対策など、農林水産施策に関する情報を消費者、生産者、事業者等にわかりやすく発信した。

また、農政局メールマガジン「あぐり北陸」において、農林水産施策に関する情報を毎月5日と20日に配信した。

ウ 短歌・図画・ポスターコンクール

次代を担っていく子ども達に、食べ物の大切さ、その食べ物を生み出す農業・林業・水産業や農山漁村の役割・重要性について理解や関心を高めてもらう観点から、管内の小・中学生を対象とした「食と農のゆめ・みらい短歌・図画・ポスターコンクール」を開催した(応募総数2,764作品)。

4 東海農政局

(1) 地域経済及び農業経営の概要

ア 地域経済

平成21年4月以降の管内経済の動向は、政策効果や外需の回復もあり、春頃から持ち直しの動きが見られ始め、年度末には、一部に厳しさが残るものの緩やかに持ち直している状態となった。国内需要のうち、住宅投資は春頃からは減少傾向が強まり、年末頃から低水準で推移した。個人消費は夏前までは弱まっていたが、以降は、弱さが残るものの一部に持ち直しの動きが見られるようになった。公共投資は春先は低調に推移していたものの、このところ一部に下げ止まり傾向がみられたが年央前から持ち直し、年央過ぎには概ね横ばいになった。生産は春先頃から持ち直しの動きが見られるようになり、秋以降増加傾向ないしは緩やかに増加した。雇用情勢は春先以降厳しい状況が続いていたが、年末以降労働

需給に改善の兆しが見られるようになった。先行きについては、世界経済の下振れ、自動車のリコール問題、為替相場の動向、デフレの進行、地域の雇用情勢や中小企業の資金繰りなどについて一層注視が必要である。

イ 農業経営の概要（水田作経営）

東海3県における平成21年の水田作経営の1経営体当たり農業粗収益は137万1千円、農業経営費は141万8千円となり、農業粗収益から農業経営費を差し引いた農業所得は4万7千円のマイナスとなった。

また、農外所得は286万6千円、年金等の収入は263万1千円となり、農業所得に、農業生産関連事業所得、農外所得及び年金等の収入を加えた総所得は545万8千円となった。

(2) 農業生産の動向

ア 水稻

平成21年産水稻の作付面積は8万6,800haで、前年産に比べ600ha（1%）減少した。

10a当たり収量は481kgで、作況指数は96となった。これは、7月から8月上旬の日照不足により、もみ数が平年に比べやや少なくなったことと、登熟がやや抑制されたためである。

収穫量は41万7,400tで、前年産に比べ2万5,800t（6%）減少した。なお、主食用作付面積に10a当たり収量を乗じた収穫量（主食用）は41万4,000tとなった。

イ 小麦

平成21年産小麦の作付面積は1万3,800haで、前年産に比べ100ha（1%）増加した。

10a当たり収量は267kgで、前年産を59kg（18%）下回った。これは、年明け以降の降雨により湿害が発生するなど生育が抑制されたためである。

収穫量は3万6,900tで、前年産に比べ7,800t（17%）減少した。

ウ 大豆

平成21年産大豆の作付面積は1万300haで、前年産に比べ100ha（1%）増加した。

10a当たり収量は92kgで、前年産を62kg（40%）下回った。これは、播種時期の長雨や台風18号の影響により発芽不良となったためである。

収穫量は9,480tで、前年産に比べ6,220t（40%）減少した。

エ 茶

平成21年産茶の摘採延べ面積は8,440haで、前年産に比べ290ha（3%）減少した。

生葉収穫量は3万8,100tで、前年産に比べ5,600t（13%）減少した。

荒茶生産量は8,180tで、前年産に比べ1,230t（13%）減少した。

オ 野菜

平成21年産指定野菜の作付面積は1万7,957haで、前年産に比べ274ha（2%）減少した。

収穫量は64万7,625tで、前年産に比べ3万3,268t（5%）減少した。

品目別では、キャベツが25万3,000t（前年産に比べ3%減少）、トマトが8万300t（同7%減少）となった。

出荷量は54万9,084tで、前年産に比べ2万6,924t（5%）の減少となった。

カ 果樹

平成21年産主要果樹（みかん・りんご・ぶどう・日本なし・もも・かき・くり）の栽培面積は9,246haで、前年産に比べ185ha（2%）減少した。

収穫量（主産県）は10万5,463tで、前年産に比べ3,212t（3%）増加した。

品目別では、みかんが5万5,300t（前年産に比べ15%増加）、かきが2万8,800t（同8%減少）となった。

出荷量（主産県）は9万1,918tで、前年産に比べ2,385t（3%）増加した。

キ 花き

平成21年産花き（主産県）の作付（収穫）面積は、切り花類が1,747ha（前年産に比べ6%減少）、鉢ものの類が428ha（同10%減少）、花壇用苗ものの類が198ha（同8%減少）となった。

ク 畜産

(ア) 乳用牛

平成22年2月1日現在の飼養戸数は690戸で、前年に比べ43戸（5.9%）減少した。

1戸当たり飼養頭数は68.4頭で、前年に比べ1.7頭（2.5%）増加した。

(イ) 肉用牛

平成22年2月1日現在の飼養戸数は1,400戸で、前年に比べ30戸（2.1%）減少した。

1戸当たり飼養頭数は85.3頭で、前年に比べ0.7頭（0.8%）減少した。

(3) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 食料自給率向上に向けた取組

(ア) 東海地域の自給率向上に向けた推進活動等

東海地域の平成20年度の食料自給率（概算値）は、カロリーベースで岐阜県26%、愛知県13%、

三重県43%、生産額ベースで岐阜県48%、愛知県36%、三重県65%となっている。

そこで、東海農政局では、国民一人一人が食料自給率を高めるための主体的な行動を起こす契機になることを目的として、平成22年2月に名古屋市内で「未来を担う若人とともに食の大切さを考える」をテーマに、地域の大学と連携し、食品ロスの問題や食の大切さを考える「東海地域食料自給率向上研究会」を開催した。

また、前年に引き続き小学生をターゲットに「サイバーラビットの東海食べ物探検記2010」を発行したほか、FOOD ACTION NIPPON公開討論会「食べものづくりから東海は元気になる」を実施、食料自給率向上への理解をさらに広げる取組を積極的に行った。

(イ) 食料消費面の取組

東海農政局では、食料消費面の取組として「食育推進基本計画」に基づき、管内の食育関係者との連携を図りつつ「食事バランスガイド」の普及とともに、これを活用した日本型食生活を推進している。また、東海地域の教育ファームメールマガジンを発行するとともに東海地域の教育ファームの取組事例、「教育ファーム推進計画」等の策定状況についてホームページで紹介している。

米の消費拡大に向けて、学校給食関係者に米飯学校給食の増加の働きかけを行うとともに、米粉食品の認知度を向上させるイベントを開催するなど、米粉食品の普及を推進している。

(ウ) 生産面の取組

粗飼料については、東海農政局が事務局を務める東海地域飼料増産推進協議会の開催や、現地検討会・説明会の開催、PR資料の作成・配付等の取組を通じ、稲発酵粗飼料（平成20年136ha→平成21年197ha）及び飼料用米（平成20年205ha→平成21年328ha）の作付面積は伸びており、飼料作物作付面積は、水田における飼料生産の伸びにより平成21年度（6,200ha）は平成16年度（6,190ha）と同水準まで回復している。

一方、濃厚飼料については、東海農政局が事務局を務める東海地域エコフィード推進協議会が中心となり、エコフィードの推進、安定的な利用体制の整備、技術の普及・定着の推進、情報の提供等を行った。また、東海農政局のホームページに掲載している「食品残さ飼料化データベース」を拡充し、食品残さの供給者と利用者のマッチングを行った。

(エ) 地産地消の推進

東海農政局は、地産地消の取組を自ら実践するため、管内の食材を使用した「地産地消東海べんとう」を毎月1回東海農政局の食堂で提供している。

また、東海地域から優れた地産地消の取組を実現するための助言を行う「地産地消の仕事人」が新たに4人選定された。

(オ) 耕作放棄地再生利用緊急対策の取組

食料自給率の向上を目指した、農地の有効利用のための耕作放棄地の再生利用を目的とした耕作放棄地再生利用緊急対策が平成21年度から始まった。東海農政局では事業制度の周知とともに管内市町村に対し事業の取組主体となる地域耕作放棄地対策協議会の設立要請を実施した。

その結果、本対策の対象となる農振農用地内に「緑」「黄」の耕作放棄地が存在する市町村105のうち、59市町村（岐阜県30、愛知県17、三重県12、面積カバー率72%）において地域耕作放棄地対策協議会が設立され、事業活用の体制が整った。

イ 戸別所得補償制度の推進

東海農政局では、平成22年度からスタートする戸別所得補償モデル対策の円滑な推進を図るため、局内に戸別所得補償制度準備室を設置し、本省、局内関係各課、管内関係機関との連絡調整、農業者等からの相談対応を行うとともに、管内の市町村等にチーム員等の職員が出向き、局独自でパンフレット等を作成した上で、行政担当者、農業者等に同制度の説明を696回（延べ28千人）行い、制度内容の浸透を図った。

ウ 食の安全と消費者の信頼確保に向けた取組

(ア) 食の安全に向けた取組

食の安全を確保するため、農薬、飼料及び水産用医薬品の使用実態調査、農産物のカドミウム等の有害物質実態調査並びにBSE対策として飼料及び肥料への危険部位の混入防止措置、牛トレーサビリティ制度の遵守状況等調査、高病原性鳥インフルエンザ発生時の協力体制の整備等を行った。

(イ) 農業生産工程管理（GAP）の導入

農業生産現場における農産物の安全性確保や環境保全を図るうえで有効な取組である農業生産工程管理（GAP）について、指導者の育成及び研修等の取組を促進した。特に三重県において前年比3割増と導入が進み、平成22年3月末現在で東海地域の導入産地数は134産地となった。

(ウ) 高病原性鳥インフルエンザへの対応

平成21年2月27日に愛知県豊橋市のうずら飼育農場で確認された高病原性鳥インフルエンザについては、4月19日に防疫措置が終了し、7月19日にOIEの規定により我が国は清浄国に復帰した。

農林水産省では、殺処分した家きん、焼却処分した卵等に対する手当金や経営維持・再開に関する交付金の助成等を行い、発生農家では平成21年7月からひなの導入を開始し、平成22年4月にはうずらの飼養羽数が殺処分前の水準に回復した。

(エ) JAS法に基づく食品表示適正化の推進

東海農政局は、各種団体が開催する食品表示説明会に出向き、食品表示の重要性や適正な表示の在り方について普及・啓発を行ったほか、「親子食品表示パトロール隊」を各県で実施し、様々な年代層に対して食品表示への関心喚起に努めた。

また、食品企業のコンプライアンス徹底を図るため、企業が開催するセミナーに講師を派遣するとともに、「食品業界の信頼性向上自主行動計画」策定の手引きを基に社内の取組の点検・検証を行い、不十分な取組があれば、適宜、「取組方針」及び「具体的な取組事項」を参考に可能なところから実行するとともに、その取組を必要に応じて外部に公表していくよう要請している。

(オ) 消費者への情報提供と意見交換

東海農政局は、「消費者の部屋」を設置し、消費者相談の受付やテーマを定めた特別展示、移動消費者の部屋の開設等情報発信に努めている。また、地方自治体と連携した市民講座を開催し、農林水産施策情報の受発信をしている。

さらに、消費者とのコミュニケーションの推進に向け、消費者・食品関連事業者・行政の三者懇談会、消費者団体との懇談会、生協との意見交換会のほか、20歳代～30歳代のOL・サラリーマンや大学生とのコミュニケーションの機会を確保するため、夕方から食事をとりながら意見交換を行うイブニングセミナーを開催した。

エ 農商工連携・地域資源活用の促進

東海農政局と中部経済産業局は、東海地域の資源を活用した農商工等連携・地域資源活用を推進するため、県や関係団体等との連携のもと、新商品の開発や販路拡大等を支援したほか、農商工等連携フォーラム等を開催し、情報提供や意見交換等を行った。

このような支援等を展開し、東海地域では平成21年度に「農商工等連携事業計画」を18件（平成21年度末累計37件）、「地域資源活用事業計画」を15件（平

成21年度末累計37件）を認定した。

オ 水田・畑作経営所得安定対策等の取組

東海農政局は、県担い手育成総合支援協議会等と連携して、市町村等に対し、担い手育成関係事業の積極的な活用等の働きかけを行うとともに、集落レベルでの「いつでもどこでも担い手相談会」の開催や水田・畑作経営所得安定対策出張受付等により、本対策の加入促進を図った。

その結果、東海地域における平成21年の「水田・畑作経営所得安定対策」への加入者数は1,555経営体（岐阜県510経営体、愛知県394経営体、三重県651経営体）となり、前年に比べ12経営体増加した。

内訳は、認定農業者が1,322経営体（岐阜県396経営体、愛知県384経営体、三重県542経営体）、集落営農組織が233経営体（岐阜県114経営体、愛知県10経営体、三重県109経営体）で、集落営農組織の割合は15.0%であった。

カ 改正農地制度の定着・推進

東海農政局は、平成21年6月24日に、農地の確保と有効利用を目的とする「農地法等の一部を改正する法律」が公布されたことから、農地貸借の規制の見直し、農地利用集積円滑化団体の設立、農地転用規制の厳格化や遊休農地対策などについて、県、農業会議等の関係機関・団体と連携して、ブロック会議、県説明会等を開催し、制度の定着・推進を図った。

また、農地制度と同時に施行された改正相続税納税猶予制度について、その周知状況を把握するため局独自で納税猶予適用者に対しアンケート調査を実施した。

キ 鳥獣害対策の推進

東海農政局は、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づく被害防止計画の作成や鳥獣害防止総合対策事業への取組を推進するため、市町村等に対する現地説明会を実施した。また、鳥獣被害対策に携わる関係機関との連携、情報交換を図るとともに、ホームページやメールマガジン等による情報発信に取り組んだ。

ク バイオマスタウン構想の推進等

市町村が中心となって作成する、地域のバイオマス利活用の全体プランである「バイオマスタウン構想」は、今年度、岐阜県高山市と三重県名張市が策定した。その結果、管内では、現在10市町で本構想が策定され公表されている。

また、農林水産省では、平成19年度からバイオマスタウン構想策定の基礎資料ともなるバイオマス

賦存量調査を市町村の協力を得て実施しており、管内では、今年度実施した10市町を含め64の市町村（岐阜県11/42市町村、愛知県25/57市町村、三重県28/29市町）で実施している。バイオマスタウン構想の策定に向け、本調査資料の活用が期待される。

(注)「バイオマスタウン」とは、広く地域関係者の連携の下、バイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれた総合的な利活用システムが構築された地域、またはこれから行われることが見込まれる地域をいう。

新たなバイオマス・ニッポン総合戦略（平成18年3月31日閣議決定）では、平成22年を目途に全国に300程度のバイオマスタウン構想の策定を目標としている。

ケ 農山漁村の活性化

(ア) 子ども農山漁村交流プロジェクトの推進

農林水産省、文部科学省、総務省が連携し、小学生が農山漁村で宿泊体験活動する子ども農山漁村交流プロジェクトの推進を図るため、受入モデル地域、関係行政機関で構成する「東海子ども農山漁村交流プロジェクト推進協議会」の設立及び活動について支援した。

(イ) 農山漁村の活性化

農山漁村の活性化に向け地域自ら考えて行動する取り組みを支援するため、「農山漁村活性化の支援窓口」を設置し相談に対応した。

また、「農山漁村活性化法」に基づき、県及び市町村が「活性化計画」を作成し定住等及び地域間交流の促進に取り組んでおり、平成21年度までに、54市町村で49の計画が作成された。

(ウ) 農産物直売所の最新情報の発信（HP掲載）

管内の農産物直売所を対象に、最新情報を把握するためのアンケート調査を実施し、その結果得られた「おすすめ商品や周辺の観光拠点、営業時間など最新情報」を東海農政局ホームページに掲載した。（89カ所）

(エ) 食アメニティコンテストで管内から2団体が大臣賞受賞

伝統的な食文化の保存や新しい食文化の開発を表彰する食アメニティコンテスト（第19回（平成21年度）において、「ビスターリマーム」（岐阜県郡上市）と「夢古道おわせランチバイキンググループ」（三重県尾鷲市）が農林水産大臣賞を受賞した。

コ 環境の保全・向上に向けた取組

(ア) 環境保全型農業の推進

東海農政局は、東海ブロック環境保全型農業推進会議において、環境保全型農業推進コンクール受賞者との意見交換会の開催や環境保全型農業に係る情報提供等を行い、エコファーマーの認定について、着実な推進を図った。

結果、東海地域のエコファーマー認定件数は5,222件となった。

また、東海ブロック有機農業推進委員会を設置し、東海地域の更なる有機農業の推進に向けて検討を行った。

(イ) 農地・水・環境保全向上対策等の取組

東海農政局は、特色ある取組事例を幅広く活動組織に情報提供し、地域で創意工夫のある取組が進むよう支援するとともに、地域住民・消費者に農業・農村の多面的機能や農地・農業用水等の資源保全の重要性をホームページを通じて発信した。

その結果、東海地域における平成21年度の「共同活動」の組織数は1,206組織で取組面積は約6万8千ha、「営農活動」の組織数は136組織で取組面積は約2,700haとなり、前年度に比べ取組面積、組織数ともわずかながらいずれも増加した。

なお、平成21年10月に三重県桑名市で「水土里フォーラム2009in嘉例川～田んぼの生きもの調査に行こう～」を開催した。また、11月には岐阜県関市で、「水土里フォーラム2009in関市～秋の農業体験に行こう～」を開催し、「出合いは出会いへ繋がる」の思いのもと、資源保全等の活動を体験し、大切な「水土里」を守っていくことを考える場とした。

サ 輸出促進に向けた取組

東海農政局は、輸出促進ホームページ、東海地域の輸出パンフレット、加工食品も含めた輸出促進マップ等の作成をした。

また、輸出普及・啓発活動では、平成19年から毎年「輸出オリエンテーションの会」を実施し、国内外のバイヤー11社を招へいしてセミナー及び商談会を開催した。さらに地方公共団体、農業団体及び関係団体との連携強化を図り平成19年に設立した「東海地域農林水産物等輸出促進協議会」と連携した輸出促進のためのセミナーを開催し、東海地域における輸出の弊害となる問題点の提起、解決に取り組んだ。

シ 花き園芸産地における花育活動

JA愛知みなみ花き連絡協議会（愛知県田原市）では、市内6カ所の小学校で、フラワーアレンジメ

ント体験教室を実施した。花材には市内で栽培されたカーネーション等の花を使い、送る人への感謝の気持ちを込めたメッセージカードも添えている。

ス 農業水利施設の適切な更新・保全管理に向けた取組

東海農政局は、農業水利施設等の適切な更新・保全管理のため、ストックマネジメントを実施した。

管内の国営事業で造成した農業水利施設について、平成19年度から平成23年度までの5カ年間に、すべての施設を対象に機能診断を実施し、機能保全計画を策定する。平成21年度は国営事業地区6地区を対象に実施した。

セ 日本まん中まるかじり紀行・ふるさと農林水産フェアによる取組

農林水産業や農山漁村の文化に触れ、食料等の生産活動と農作業体験を通じて地産地消の大切さを楽しく学ぶ場等として、春に「日本まん中まるかじり紀行」及び秋に「ふるさと農林水産フェア」が中日新聞社等の主催で開催された。

東海農政局は、両イベントを後援するとともに、会場に「移動消費者の部屋」を開設し、「手にとって さとの恵み」をメインテーマに「食料自給率」、「食育」、「地産地消」、「国内産農産物の消費拡大」、「環境保全に向けた取組」などの各施策について、パネル展示等を通じて来場者に情報提供を行ったほか、「消費者相談窓口」を設置し、消費者とのコミュニケーションを図った。

(4) 関係機関との連携強化

地域農政の円滑な推進及び農業施策の促進を図るため、東海地域農政懇談会等を開催し、財界、学識経験者、管内各県、消費者、農業者等と幅広く意見交換を行った。

また、管内各県、農業関係団体、食品産業団体等と連携して、シンポジウム・イベントを開催し、各種事業の普及、農業の多面的機能や資源保全のPR、バイオマスの推進等、各種施策の啓発を行った。

(5) 広報活動

管内農業の動向、農政施策の普及浸透を図るため、「東海食料・農業・農村情勢報告」や各種統計資料を公表し、管内の農業・農村を紹介するなど、多様な広報活動を行った。

ア 報道機関等への情報発信と意見交換

報道関係者との連携強化に向けた取組として、記者会見（1回）、記者懇談会（1回）、プレスリリースの発信（93回）、記者へのレクチャー（5回）、報道関係者現地調査（6月・愛知県下、10月・三重県下）、

記者勉強会（2回）を実施し、報道関係者に迅速かつ丁寧な情報提供を行うとともに、農業施策に関する意見交換等を行った。

イ ホームページ等による各種情報の発信

東海農政局のホームページは、食料・農業・農村基本計画、米政策改革、環境政策及び安全・安心の取組等重要施策情報を正確かつ迅速に掲載したほか、東海地域の「話題のスポット」や「旬な農産物」などを幅広く紹介するニュースレター「食・農びっくあつぷ」を作成し、毎月始めにホームページへ掲載した。また、これらの情報とともに、各種シンポジウム・セミナーやイベントの紹介、統計発表等東海地域に関する情報について、国民の皆さまに向けて幅広く情報の発信を行った。

ホームページを補完するため、東海農政局メールマガジン「とうかいほっとメール」を毎月2回（原則5日、20日及び臨時増刊号）発行し、平成21年度末の読者数は5,009人と安定した購読者数を維持している。

5 近畿農政局

(1) 地域経済及び農業経営の概要

ア 地域経済

平成21年の近畿経済は、前半は低迷したが、後半は雇用面等に厳しさを残しつつ、後半は緩やかに回復した。

主要項目別では、生産活動は、中国をはじめアジア地域での需要回復と政策効果により電子部品・デバイス、鉄鋼、化学等を中心に持ち直した。

設備投資は、製造業では、薄型TVパネルや電池関連等において大型投資が継続したが、幅広い業種で最低限の維持や更新投資に止まり、総じて抑制傾向にあった。非製造業では、電力、ガス、百貨店等で計画通りの進捗がみられたが、運輸、不動産で減少した。一方、環境、エネルギー分野等の研究開発、海外の新興国（中近東、インド、中国）への投資に重点を置く企業もみられた。

個人消費は、エアコンの不調や単価の下落により大幅に減少したが、エコカー減税対象車、エコポイントによりテレビが売れたため一部持ち直した。一方で雇用情勢の悪化等による買い控え懸念された。賃金は弱い動きが続き、失業率は高水準であった。

イ 農業経営

平成21年の水田作経営の1経営体当たり農業粗収益は119万円で、稲作や野菜の販売収入が減少したことから、前年に比べ18万円増加した。一方、農業

経営費は125万円で、農薬費が除草剤を中心に値上がりしたことなどによって、前年に比べ2万円増加した。

この結果、農業所得マイナス7万円増加した。

(2) 農業生産の動向

ア 水稲

平成21年産水稲の作付面積（子実用）は11万500haで、前年産に比べ300ha（0.3%）減少した。

作柄は、6月中旬から下旬が高温・多照に経過し、生育は促進されたが、7月以降が日照不足であったこと等から、作況指数98で、10a当たり収量499kg、収穫量は55万1,800tとなった。

イ 野菜

平成21年産野菜の作付延べ面積は2万5,700haで、前年に比べ300ha（1.2%）減少した。

うち、指定野菜（11品目、レタス、にんじん、ピーマン除く）の作付面積は1万3,300haで、前年に比べ300ha減少した。収穫量は43万8,900t、出荷量は32万7,100tであった。

ウ 果樹

平成21年産果樹の栽培面積は2万8,700haで、前年に比べ300ha（1.0%）減少した。

うち、みかんの結果樹面積（主産県：大阪、兵庫、和歌山）は8,520haで、前年に比べ70ha（0.8%）減少した。収穫量は20万8,600tで、前年産に比べ1万8,500t（9.7%）増加した。これは、8月中旬から9月下旬にかけて小雨で経過したことから小玉傾向となったものの、裏年の前年に比べ結果数が大幅に増加したためである。

かきの結果樹面積（主産県：奈良、和歌山）は4,670haで、前年に比べ40ha（0.8%）減少した。収穫量は8万8,200tで、前年産に比べ5,100t（6.1%）増加した。これは、8月中旬から9月下旬が小雨で経過したことから、やや小玉傾向となったものの、結果数が増加したためである。

うめの結果樹面積（主産県：奈良、和歌山）は5,490haで、前年に比べ9ha（0.2%）減少した。収穫量は7万3,400tで、前年産に比べ1,100t（1.5%）増加した。これは、果実肥大は前年並みであったものの、結果数がやや増加したためである。

エ 畜産

平成22年2月1日現在における家畜の飼養頭数をみると、乳用牛は3万5,700頭で前年に比べ1,600頭（4.3%）減少し、肉用牛は9万1,400頭で前年に比べ1,300頭（1.4%）減少した。これは、飼養者の高齢化による廃業のためである。

(3) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 食料自給率向上のための普及啓発

(ア) 「おはようごはんプロジェクト」の取組

近年、学童期における朝食の重要性が再認識される一方、米の消費量は年々減少傾向にある。

そこで、近畿農政局では、子供達の規則正しい生活のリズムの確立や健康の推進を図るとともに、米の消費拡大、更には食料自給率の向上に結びつけることを目的として、「おはようごはんプロジェクト」を平成19年度から実施している。21年度は、プロジェクト最終年度として位置づけ、近畿管内2府4県各1か所において実施した。

1. 実施校の概要

① 大津市立逢坂小学校（滋賀県）

実施月日 平成21年12月2日～4日

対象児童数 378人（全児童）

実施内容

- (1) 朝食の重要性についてのミニ講座をプロジェクト前日に学年ごとに実施。
- (2) 朝食の提供－プロジェクト参加児童に対し、おにぎりのみそ汁を提供するとともに、パネル等を利用したミニ食育講座を実施。
- (3) プロジェクト最終日に、児童の保護者を対象に、朝食摂取の必要性やごはん食の効果等を内容とする朝ごはん講座及び料理講習会を開催。

② 宇治市立平盛小学校（京都府）

実施月日 平成22年1月27日～29日

対象児童数 262人（全児童）

実施内容

- (1) 朝食の重要性等についてのミニ講座をプロジェクト実施に先がけて実施（実施校で対応）。
- (2) 朝食の提供－プロジェクト参加児童に対し、おにぎりのみそ汁を提供するとともに、パネル等を利用したミニ食育講座を実施。
- (3) プロジェクト終了後、6年生の児童を対象に、食（朝食を食べること）の大切さを感じ、少しでも実生活に活かせるようにするための調理実習を実施。

③ 大東市立四条小学校（大阪府）

実施月日 平成21年12月2日～4日

対象児童数 224人（全児童）

実施内容

- (1) 朝食の重要性、おにぎりの作り方等についての講座を、プロジェクト前日にクラスごとに実施。
 - (2) 朝食の提供－プロジェクト参加児童に対し、おにぎりのみそ汁を提供するとともに、パネル等を利用したミニ食育講座を実施。
 - (3) プロジェクトの感想や朝食の重要性についての感想文の提出を依頼。
- ④ 宝塚市立光明小学校（兵庫県）
 実施月日 平成22年1月19日～21日
 対象児童数 244人（全児童）
 実施内容
- (1) 朝食の提供－プロジェクト参加児童に対し、おにぎりのみそ汁を提供するとともに、パネル等を利用したミニ食育講座を実施。
 - (2) プロジェクト終了後、高学年（5～6年生）の児童に家庭で実際におにぎりを作ってみよう働きかけるとともに、プロジェクトの感想や朝食の重要性についての感想文の提出を依頼。
- ⑤ 奈良市立田原小学校・田原中学校（奈良県）
 実施月日 平成21年1月27日～29日
 対象児童・生徒数 81人（全児童・生徒）
 実施内容
- (1) 朝食の重要性についてミニ講座をプロジェクトに先がけてクラスごとに実施。
 - (2) 朝食の提供－プロジェクト参加児童・生徒に対し、おにぎりのみそ汁を提供するとともに、パネル等を利用したミニ食育講座を実施。
 - (3) プロジェクト実施期間中、中学1年生を対象に食料自給率に関する講義を実施。
- ⑥ 海南市立大東小学校（和歌山県）
 実施月日 平成22年1月12日～14日
 対象児童数 92人（5・6年生）
 実施内容
- (1) 朝食の重要性についてミニ講座をプロジェクトに先がけて実施。
 - (2) 朝食の提供－プロジェクト参加児童に対し、おにぎりのみそ汁を提供するとともに、パネル等を利用したミニ食育講座を実施。

2. 実施の効果

① 児童における効果

実施校全てにおいて、日を追うごとに児童の登校時間が早くなるとともに、おかわりする子が増える等、朝食を楽しみにする児童が増加した。また、朝ごはんを食べても給食（昼食）を残す等の影響はほとんどなかった。

普段の朝食摂取の実態や取組の効果等を把握するためにプロジェクト実施後に実施したアンケート結果では、全ての小学校において、このプロジェクトを通じてごはんが好きになった児童が数多く見られた。

さらに、「授業に集中できた」、「眠くなくなった」、「体育の時元気だった」等朝ごはんの摂取が学力や体力の向上等に効果があることを裏付ける感想も寄せられた。

② 保護者等における効果

家庭での朝食に対する認識等を把握するために実施した保護者アンケートからは、朝食の重要性やごはん食の有効性について理解している旨の回答を得たものの、朝、時間がない等の理由から実践できていない現状が見られた。しかしながら、今回の取り組みにより、朝食におけるごはん食の有効性や健全な食習慣の必要性などに対して再認識したとの感想も多く寄せられた。

3. フォローアップ事業

「おはようごはんプロジェクト」による取組の定着・拡大を図るため、近畿管内の学校関係者等を対象として、学識経験者、先進的取組を実践する学校関係者及び小学校等における食育等を支援する企業担当者を招いた学習会「食について考える運動を学校で実践するために」を開催し、教育現場での実践に役立つ情報提供等を実施した。

(イ) 米の消費拡大に係る取組

a 米を中心とする食生活の普及

朝食やごはん食の推進、バランスのよい「日本型食生活」の普及を目的に、農林水産省ホームページやテレビコマーシャル等で展開中の「めざましごはんキャンペーン」の取組として、近畿管内の大学や企業の食堂などに「めざましごはんコーナー」を設置し、パネル展示、資料配付を行った。

また、学校米飯給食推進のため、市町村に出向き、21年度補正予算での米飯学校給食回数増加支援事業（炊飯器事業）や政府米の無償交付

制度の説明と合わせ、米飯・米粉パン給食回数増加について働きかけを行った。

なお、平成20年度米飯給食の週平均実施回数は全国で3.1回（19年度3.0回）となり、近畿管内の各府県では2.6～3.7回と増加傾向を示している。

b 「新たな米粉食品」の普及拡大に向けた取組

近畿農政局では、全国に先駆けて平成14年に設立された「近畿米粉食品普及推進協議会」と連携し、平成21年度には、①食品製造販売者・消費者などを対象として、「米粉食品のさらなる普及に向けて～米粉まつり2009～」を開催し、シンポジウム、米粉食品の試食・販売、米粉料理調理教室等を実施、②パン販売業者・道の駅の加工業者等を対象とした技術普及の取組として「米粉パン製造技術講習会」を開催した。

また、米粉用米の需要拡大を図るため、平成22年1月京都市において「米粉マッチングフォーラム」を開催し、今後の生産者と実需者との結びつきの促進を図るとともに、平成22年3月長岡京市において、学校給食への米粉の活用を普及するため、米粉を使った給食メニューの講習会を栄養教諭・栄養職員を対象に開催した。

近畿各地で新たな米粉パン・ケーキの販売店の増加がみられ、消費者団体、地域栄養士会等による、米粉パン・ケーキや米粉料理の調理講習会、近畿管内の道の駅や直売所等では、地元産米を使用した定期的な米粉パン教室の開催、一部の市町村では、地場産米を利用した米粉パン学校給食の取組等がみられた。

イ 消費者の信頼と食の安全の確保

(ア) 食品表示の監視体制の強化

農林水産消費安全技術センター等との連携の下、JAS法に基づき、食品表示について一般調査及び特別調査を実施した。

「食品表示110番」に寄せられた情報等3,807件のうち、疑義情報として取り扱う情報提供については、任意調査等を行った。

JAS法に基づく改善の指示を行ったものは3件あった。

(イ) トレーサビリティによる消費者の信頼確保

牛トレーサビリティ制度の適切な運用を図るため、生産段階については、耳標の装着や、各種届出の状況等について立入検査を2,400回実施するとともに、耳標の装着等が不十分な管理者に対し

て指導を行った。流通段階では、食肉販売業者等に対して帳簿の備付けや個体識別番号の表示・伝達の状況について立入検査（4,939回）及びDNA鑑定用の牛肉サンプルの採取（1,588検体）を実施するとともに、個体識別番号の表示、伝達等が不十分な業者に対して指導を行った。

(ウ) 消費者行政の展開

平成21年度の消費者等からの相談件数は2,146件であり、内訳は「表示」に関するものが49%と一番多く、次に「資料要求」が13%となっている。

また、「消費者の部屋」として庁舎内外において193回の展示を実施した。特に本年度は、「自由研究の題材を見つけよう」をテーマとした「夏休み子ども消費者の部屋」を開催した。

さらに、食に関する安全行政推進の一環として、消費者等にわかりやすい情報提供に努め、食品の安全性確保等に関する意見交換を行うリスクコミュニケーションやセミナーを4回開催した。

ウ 農業の体質強化と持続的な発展

(ア) 水田・畑作経営所得安定対策

a 加入経営体

水田・畑作経営所得安定対策の21年産の加入申請経営体数は、認定農業者1,880経営体（対前年比101%）と集落営農組織666経営体（同98%）を合わせて2,546経営体（同1%増）となった。

21年産の加入申請については、府県及び関係機関との連携により、地域水田農業ビジョンの「担い手リスト」から加入が可能な経営体にターゲットを絞り、出張受付・相談会の開催などに取り組んだが、20年産において、新たに創設された市町村特認を活用し、地域の担い手として営農に取り組み、対策に加入したいという者はほぼ加入したと考えられることから21年産は20年産のような大幅な増加はなかった。

また、加入申請経営体数に対し、集落営農組織の占める割合は26%となり全国（7%）に比べて高く、滋賀及び兵庫を中心に集落営農の取組が進んでおり、前年より2%減少したのは、主に法人化した集落営農組織があったことによる。

b 作付予定面積

対策へ加入した経営体の21年産の作付予定面積は、米が1万5,620ha（対前年比106%）、4麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）が1万1ha、（対前年比107%）、大豆が5,939ha（対前年

比108%)となった。

(イ) 米政策改革推進対策の推進

a 生産調整の実効性の確保

平成21年産の生産調整の実効性確保のため、新規需要米・加工用米の推進や目標配分・作付・収穫段階の取組状況に応じた適切な指導を行うとともに、前年産の未達成の大阪府、奈良県、和歌山県については、関係団体・機関と協議の上、確認書の締結を行った。

この結果、近畿全体としては、生産調整は前年より拡大した。府県別には、和歌山が新たに達成県となり、大阪と奈良では過剰作付は前年より解消された。

また、「水田最大活用」のため20年産の生産調整実施者で21年産も生産調整を実施することを約束した農業者に対し、20年産の主食用水稲作付け面積に応じ、10a当り3千円の一時金を交付する20年度補正予算(127万ha分381億円)が計上され、近畿農政局では、27億4千万円を交付決定し、各府県水田協議会を通じ農家へ交付した。

豊作による過剰米を適切に処理するための「集荷円滑化対策」は、20年度は全国の作況指数が102(近畿各府県とも101以上)となったため、3年ぶりに発動されたが、21年度は98となり発動されなかった。

b 水田の最大限の有効活用

21年度においては、水田等を最大限有効活用して自給率の向上を図るため、産地確立交付金とは別に、麦、大豆、飼料作物、米粉用米・飼料用米の作付拡大を支援する水田等有効活用促進交付金が創設された。

さらに、麦、大豆、飼料作物、米粉用米・飼料用米等の需要に応じた生産拡大を図るため、地域の計画の下で地域・生産者がまとまって実施する、①実需者との連携活動、②品質向上活動、③物流効率化活動、④環境・安全活動等に対して支援を行った。

また、米粉用米や飼料用米等の需要に応じた生産拡大を図るため、22年1月には米粉用米、2月に飼料稲のマッチングフォーラムを開催し、その取組を支援した。

エ 農山漁村地域の活性化

(ア) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

平成19年8月に「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」が施行

された。本交付金は、この法律に基づき、市町村が作成する活性化計画の実現に必要な施設整備を行うものである。

近畿管内では、68地区(全国743地区)において、地域の自主性と創意工夫による取組に対する支援措置である「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」を活用して、体験交流施設整備、廃校・廃屋等の改修及び情報通信基盤整備等、地域活性化に向けた取組を行った。

(イ) 地方の元気再生事業

平成19年11月に内閣官房地域活性化統合本部会合において了承された「地方再生戦略」に基づき、平成20年度「地方の元気再生事業」が創設された。本事業は、案件毎に最も関係のある省庁が提案者と契約を締結し、取組の支援を実施するものである。

近畿管内では、6地区(全国287地区)において、定住サポートの実施、農業体験イベントの実施、情報発信ネットワークの構築及び商品開発等、地方再生に向けた取組を行った。

(ウ) 農山漁村(ふるさと)地域力発掘支援モデル事業

本事業は、地域住民、都市住民、NPO、企業等の多様な人材を地域づくりの担い手として捉え、農山漁村にある有形無形の地域資源を発掘し、それらを活用した地域づくりを支援することで持続可能で活力ある農山漁村の実現を目指し、平成20年度に創設された。

近畿管内では47地区で事業に着手しており、持続可能で活力ある農山漁村の実現に向けたテーマ、目標を定める「ふるさとづくり計画」の作成や、計画に基づく実践活動に取り組んだ。12月には「地方研修会」が兵庫県姫路市で開催され、全国の地域協議会から多数の方の参加があった。

(エ) 都市と農山漁村の共生・対流の促進

都市と農村が近接する近畿管内は、都市と農山漁村の間でお互いの魅力を享受できるような関係を築き、「人・もの・情報」の循環を活性化させることによって、都市住民に「ゆとり」や「やすらぎ」を提供するとともに、農山漁村地域における産業の振興や雇用の創出等活性化を図ることが重要な課題となっているため、近畿管内の都市農村交流の取組を行っているNPO法人や関係団体と連携し、都市と農村の共生・対流の促進に取り組んできた。

平成21年度は、各種イベントにおいてパネル展

示等を行ったほか、農園杉・五兵衛（大阪府枚方市）等において、都市農村交流関係者を対象として現地研修会を開催した。

(オ) 農地・水・環境保全向上対策

対策の3年目に当たる平成21年度は、取組地区数、取組面積ともに増加しており、取組が順調に進展している。

共同活動では、近畿地域の取組状況は、地区数3,293（全国1万9,514）、取組面積10万3千ha（全国142万5千ha）となっており、取組面積の農振農用地に占める割合は、約55%（全国約35%）となっている。

また、近畿地域における取組面積を府県別にみると、滋賀33%、京都14%、兵庫45%の3府県で9割以上を占めている。また、取組地区数でもこの3府県で同様に9割以上を占めている。

これを農振農用地に占める割合でみると、滋賀67%、京都57%、兵庫75%となっている。地目面積別でみると水田が9割以上を占めている。

営農活動では、近畿地域の取組状況は、活動組織数742（全国2,858）、取組面積（先進的営農支援の支援対象面積）1万3千ha（全国7万5千ha）となっており、全国における面積割合は約17%、組織数割合は約26%と高い割合を占めている。

また、共同活動に占める面積割合は、近畿平均で約12%となっている。取組面積を府県別にみると、環境保全型農業への取組が進んでいる滋賀が近畿地域の約9割を占めている。作物別には水稻の取組が多く（全体の82%）、次いで麦・豆類が13%となっている。

(カ) 鳥獣害対策の展開

近年、鳥獣による被害は、農林水産業に関する被害だけではなく、人身に対する被害や鳥獣を原因とする交通事故の発生など、中山間地域等を中心に全国的に深刻化している。近畿農政局では、「近畿地域野生鳥獣対策連絡協議会」を設置し、国及び府県の農業・林業・環境関係部局、試験研究機関が連携して、近畿管内の野生鳥獣の適切な保護・管理・被害防止対策のあり方について検討を行った。また、「鳥獣被害防止総合対策交付金」が、都道府県への「交付金」となり、地域の自主性・裁量を高くする見直しが行われたため、近畿管内各府県担当者会議を開催した。一方、地域の取組として、捕獲したシカ・イノシシを食肉加工施設で処理し、「ジエビ料理」の普及に努めている。

オ バイオマス利活用の加速化

(ア) 地域の創意工夫によるバイオマス利活用の推進

近畿農政局では、地域に眠る未利用のバイオマスの賦存量や国産バイオ燃料の製造利用に関する意向を把握するなど、農林水産業を通じた地球環境保全を総合的に促進することを目的とした「平成21年度地域における環境バイオマス総合対策調査（近畿地域調査事業）」を実施した。

その取組の一つとして、各地域におけるバイオマスの利活用状況を踏まえ、原料供給者、燃料製造業者、製品利用者等の地域のバイオマス関係者に対し、バイオ燃料等の利活用の推進に向けた地域説明会を開催するとともに、製造・利用等に係る課題解決や推進に向けた調査を実施し、地域のバイオ燃料等の利活用の底上げを図った。

(イ) バイオマス利活用の取組支援

近畿管内におけるバイオマスタウン構想は、新たに12市町村が策定し、平成21年度末現在で策定市町村数は26市町村となった。

地域バイオマス利活用交付金のソフト事業では、バイオマスタウン構想策定5市町、バイオマスタウン構想の実現・実践6市町等について支援を行い、ハード事業では、2市において新技術等の実証に係る施設の整備を支援した。

また、広域連携等バイオマス利活用推進事業、ソフトセルロース利活用技術確立事業、バイオ燃料地域モデル実証事業等、地域の特性を活かした取組を実施している。

カ 農林水産物等の輸出促進の取組

(ア) 輸出促進に向けた体制強化

我が国の高品質な農林水産物・食品の輸出を一層促進するため、平成19年に設置した近畿地域農林水産物等輸出促進協議会（以下、「近畿輸出協議会」という。）を21年6月に開催し、21年度の行動計画について協議を行うとともに、委員からの取組報告や輸出戦略に関する意見交換等を実施した。また、22年3月には、近畿輸出協議会幹事会を開催し、TopWeal Limitedの北谷氏による「香港の日本食品事情」に関する講演のほか、神戸植物防疫所の見学等を実施した。

(イ) 近畿産の輸出促進に向けた展開

a 「農林水産物・食品輸出オリエンテーションの会」の開催

平成21年9月にオリエンテーションの会の準備として「輸出心得セミナー」を開催し、商談会の参加に向けた具体的な実務に関するセミ

ナーを開催した。10月には、大阪市内のホテルにおいて輸出に意欲のある農林水産業者、食品関連事業者、国内外バイヤー等約100名の参加のもと、「農林水産物・食品輸出オリエンテーションの会」を開催した。

経済環境の変化と輸出に関する講演を含むセミナーのほか、商談会では国内外のバイヤーと輸出意欲のある22団体の事業者等との会合を行い、産品発掘会では、バイヤーの他、在日外国人も加わり、近畿で製造された様々な加工品等の積極的なPRや意見交換がされ、大変有意義な会となった。

b 関西の豊かな食彩を世界へ発信

近畿農政局主催により、平成21年5月に「関西の食と農」をテーマとした「関西領事館フォーラム」（関西にある国の出先機関と19カ国の在関西総領事館との関係強化を図り、関西から内外に向けた情報発信体制を整備することを目的として、20年10月設置）を開催するとともに、関西ツアーとして京都の茶園視察や茶文化を紹介し、「関西ブランド」を世界に向けて発信した。

21年4月～5月にかけて、(社)関西経済連合会、近畿経済産業局等と連携し、日本最大の食の祭典である「'09食博覧会」に出展し、関西食材のポスター掲示や日本食、輸出施策に関するパンフレットを配布し、国内外からの来場者に広くPRした。

(4) 関係機関との連携強化

地域農政の円滑な推進を図るため、報道関係者との懇談会、関西経済会との意見交換会、近畿地域農政懇談会（消費者、生産者、経済界、報道関係者等で構成）、近畿管内各府県部長会議、近畿管内各府県生協連協議会等との懇談会を開催し、幅広く意見交換を行った。また、近畿に所在する様々な国の出先機関が共通の目標（ビジョン）の実現に向けて連携し、時代に対応した活力ある近畿を創出することを目的とする「近畿広域戦略会議」に参加した。

(5) 広報活動

近畿食料・農業・農村情勢報告及び各種統計資料等を公表したほか、ホームページ（トップページアクセス件数約18万件）による、政策情報、統計情報、イベントの開催情報の提供をはじめ、施策に対する意見募集等インターネットを活用した情報の受発信を行っている。国民の利便性向上のため、利用者別メニューの作成、双方向システムの整備等ホームページの改善を実施した。また、同年度から農林水産省広報誌affの

特集に関連した近畿の情報を取りまとめたaff近畿を作成し、掲載している。メールマガジン「近畿農政局アグリレター」については、農政の動きやイベント情報、意見募集等を21年10月より月2回配信し、よりタイムリーな情報提供に努めた。さらに、インターネット以外にも、情報紙「新鮮mini情報」ラジオ放送「近畿農政局だより」を活用した情報の発信を行っている。

6 中国四国農政局

(1) 地域経済及び農業経営の概要

ア 地域経済

平成21年の中国四国の経済は、全体としては横ばい傾向から弱い動きへと推移した。

企業の業況は、総じて、弱い動きから厳しい状況へと推移した。

生産は、横ばいで推移していたが、年度末は急速な低下となり、企業の設備投資は低調に推移し、減速感が拡大した。

雇用情勢は、前半は横ばいで推移したが、秋以降は低下傾向で推移した。

個人消費は、業種によりばらつきが見られるものの全体的には低調に推移した。

イ 農業経営

平成21年の個別経営（販売農家1戸当たり平均）の状況をみると、農業粗収益が314万円、農業経営費が232万円、農業所得が82万円であった。

総所得は440万円で、総所得の構成をみると、農業所得が19%、農外所得が31%、年金等の収入が50%となっている。

全国農業地域別の個別経営をみると、農業所得は中国地域が82万円、四国地域が83万円、総所得は中国地域が453万円、四国地域が419万円であった。

総所得のうち農業所得の占める割合は、中国地域が18%、四国地域が20%となっている。

(2) 農業生産の動向

ア 水稲

平成21年産水稲の作付面積は17万4,900haで、前年産に比べ600ha（前年産対比0.3%）減少した。

収穫量は87万8,700 tで、前年産に比べ4万1,300t（同4.5%）減少した。これは、作付面積が前年産に比べて減少したことと、10a当たり収量が前年産を下回ったためである。

作柄は作況指数99で、10a当たり収量は502kgであった。

全国農業地域別にみると、中国地域は作況指数99、10a当たり収量512kg、四国地域は作況指数

100、10a当たり収量483kgとなった。

イ 麦

平成21年産4麦（小麦、二条大麦、六条大麦、裸麦）の子実用作付面積は8,280haで、前年産に比べ40ha（同0.5%）減少し、収穫量は2万2,700tで、前年産に比べ8,800t（同28%）減少した。

作柄は、小麦が平均収量対比74、二条大麦が88、六条大麦が88、裸麦が75で、10a当たり収量はそれぞれ246kg、330kg、178kg、258kgであった。

ウ 野菜

平成21年産指定野菜14品目のうち、ほうれんそうの作付面積は2,230haで、前年産に比べ40ha（同2%）減少した。収穫量は2万4,400tで、前年産に比べ1,100t（同4%）減少した。

ねぎの作付面積は2,430haで、前年産に比べ20ha（同1%）減少した。収穫量は4万2,400tで、前年産に比べ1,400t（同3%）減少した。

たまねぎの作付面積は1,420haで、前年産に比べ110ha（同7%）減少した。収穫量は4万9,200tで、前年産に比べ9,100t（同16%）減少した。

トマトの作付面積は1,110haで、前年産に比べ10ha（同1%）減少した。収穫量は4万8,700tで、前年産に比べ1千t（同2%）減少した。

エ 果樹

平成21年産みかんの主産県（広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）計の結果樹面積は1万2,900haで、前年産に比べ500ha（同4%）減少した。収穫量は25万7,200tで、前年産に比べ2万7,700t（同12%）増加した。

日本なしの主産県（鳥取県、広島県、徳島県、香川県）計の結果樹面積は1,510haで、前年産に比べ40ha（同3%）減少した。収穫量は3万2,200tで、前年産に比べ2,800t（同8%）減少した。

ぶどうの主産県（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県）計の結果樹面積は2,200haで、前年産並みとなった。収穫量は2万6,500tで、前年産に比べ800t（同3%）減少した。

オ 花き

平成21年産の花き（主産県）の作付（収穫）面積は、切り花類が1,710ha、鉢物類が49ha、花壇用苗もの類が80haであった。

カ 畜産

平成22年2月1日現在の乳用牛の飼養戸数は1,640戸で、前年に比べ150戸（対前年比8.4%）減少し、飼養頭数は7万7,600頭で、前年に比べ2,800頭（同3.5%）減少した。1戸当たり飼養頭数は47.3頭で、

前年に比べ2.4頭（同5.3%）増加した。

肉用牛の飼養戸数は5,360戸で、前年に比べ420戸（対前年比7.3%）減少し、飼養頭数は20万7,600頭で、前年に比べ3,600頭（同1.7%）減少した。

1戸当たり飼養頭数は38.7頭で、前年に比べ2.2頭（同6.0%）増加した。

(3) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 地域との対話等農業施策への理解を深める取組

地方公共団体や各界各層との意見交換等を通じて互いの意思疎通を図りながら、「国民参加型農政」を展開するとともに、情報の収集・蓄積及びその活用により、地域の実態に根ざした施策の円滑な推進を図った。

特に本年度は、農政改革三対策（水田経営所得安定対策、米政策改革推進対策、農地・水・環境保全向上対策）の一体的な推進に向け、集落営農法人のリーダーや大規模生産者との意見交換会、農山漁村活性化を図るため、地域住民等との意見交換会を開催するなど、農政局幹部が地域に直接出向き、積極的な周知活動を行い、理解の促進を図った。

イ 意欲ある担い手の育成・確保

管内における認定農業者数は、平成21年3月末現在で2万1,585（うち法人1,538）経営体と全国24万6,026（うち法人1万3,250）の8.8%を占めており、主業農家に占める割合は、全国が57.3%であるのに対し、中国・四国地域は50.4%と低い状況にある。

また、農業経営の法人化は、経営の明確化、取引上の信用力の向上等、経営上のメリットが大きく、効率的かつ安定的な農業経営の確立に向けて有効であるところ、平成22年1月1日現在の中国・四国地域における農業生産法人数は1,440法人であり、前年に引き続き大幅な増加となっている。

さらに、近年、農業生産法人制度や特定法人貸付事業（農業生産法人以外の法人に農地の権利取得を認める、いわゆる「リース特区」の全国展開）を活用して農業経営に参入する法人が増加している。「リース特区」は、平成17年9月1日、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」により、特定法人貸付事業として全国展開されたところであるが、平成21年9月1日現在、105法人が遊休農地を中心に278.1haの農地を借受け農業経営に参入している。

新規就農者は、平成7年までは300人台で推移していたが、10年以降おおむね600人前後で推移している。その内訳をみると、新規学卒就農者が100人台、Uターン就農者が300人台で推移していたが、新規

参入者（農業外からの就農者）が平成20年には前年の100人台から200人台へと増加した。依然としてUターン就農者の割合が多い中、近年、新規参入者が増加傾向にある。

岡山地域での農業分野における障害者の雇用を促進するため、福祉、保健、労働、農業の各部局が連携した横断的な取組及び取組支援を行う組織として、「岡山地域農業の障害者雇用促進ネットワーク」（略称「岡山障害者雇用促進ネット」事務局：農政局経営支援課）が平成21年3月10日に発足した。「岡山障害者雇用促進ネット」では、農業分野における障害のある人の雇用への理解を深めるため、「第1回セミナー」を平成21年7月に開催した。また、農業分野における障害者の雇用促進を啓発するためのパンフレットの作成、配布などの普及・啓発活動を行った。

中国四国農政局では、関係各方面と連携して、「第35回中国四国地域農山漁村女性の集い」（平成21年8月高知市）や「中国四国地域農山漁村女性起業家研修会」（平成21年10月岡山市）等を開催するなど女性の社会参画の拡大に向けて普及啓発を図った。

農政局においては、個別の農業経営の現状を踏まえつつ、「担い手アクションサポート事業」等の担い手支援施策を活用して、関係機関と連携しつつ、認定農業者をはじめとする担い手の経営基盤の確立と経営の更なる発展等を支援している。

水田経営所得安定対策の平成21年産の加入申請については、3,590経営体（うち、認定農業者3,292、集落営農組織298）からの申請があり、前年と比較すると141経営体（うち、認定農業者139、集落営農組織2）の増加となった。

また、品目別の作付計画面積は米2万2,537ha、4麦8,052ha、大豆2,839haとなり、前年と比較すると米1,405ha、4麦109ha、大豆25haの増加となった。

中国四国農政局では、局・農政事務所独自パンフレットの作成・配布、ホームページへの広報記事の掲載等を通じて、対策の周知徹底を図るとともに、農業者の利便を図るため、市町村、JA、普及組織等と連携して加入申請受付時には出張受付・出張説明会等を実施した。

ウ 米政策改革の着実な推進

平成21年産米については農業者・農業者団体による主体的な需給調整が行われる中で、「水田最大活用推進緊急対策」や「水田等有効活用促進交付金」「需要即応型水田農業確立推進事業」などを活用して需給調整の実効性確保に向けた取組を推進することと

なった。

管内においては、管内各県・各地域の水田協議会と連携して上記各種対策を活用した加工用米・新規需要米の拡大推進に取り組んだ。

また、特に恒常的な過剰作付け県（岡山県・徳島県・高知県）に対しては、県段階において生産調整の達成に向けて合意書の締結や、農政局・農政事務所幹部が当該首長やJA組合長に対して要請行動を行った。

その結果、主食用作付面積は岡山県で100ha、徳島県で200ha、高知県で100ha減少し、主食用米から非主食用米への作付転換が図られ、一定の成果が見られた。

エ 農地・水・環境保全向上対策の推進

農業生産にとって最も基礎的な資源である農地・農業用水等の保全向上に関する地域ぐるみでの効果の高い共同活動と、農業者ぐるみでの環境保全に向けた先進的な営農活動を、総合的・一体的に支援し、これらの活動を通じて地域の振興に資することを目的とし、平成19年度より実施している。平成21年度は2,500の活動組織が設立され（うち営農活動に関して241）、約10万ha（同約3千ha）の取組が行われた。

また、中国四国農政局消費者の部屋において管内の代表的なモデル地区の活動事例・環境保全型農業のパネル及びパンフレット等を展示した。さらに、「協働による農山村づくりシンポジウム2009（主催：鳥取県農地・水・環境保全協議会／鳥取県共催：農林水産省中国四国農政局）」では、農地・水・環境保全向上対策の事例発表などのイベントを開催し、活動組織の情報共有と活性化を図った。

（ア）耕作放棄地再生利用緊急対策の推進

国内の食料供給力を強化するため、農地の確保と有効活用を図ることが重要であり、「経済財政改革の基本方針2008」において「農業上重要な地域を中心に耕作放棄地を解消」する旨が掲げられた。

これを踏まえて、平成21年度予算において耕作放棄地を再生利用する取組やこれに附帯する施設等の整備、農地利用調整、営農開始後のフォローアップ等の地域の取組を総括的・包括的に支援する「耕作放棄地再生利用緊急対策」（以下「本体策」という。）が盛りこまれた。

農政局では、管内全9県及び112市町村に対し、本対策内容の説明会や取組要請活動を実施し、平成21年度中には、9県協議会及び165地域協議会

が設立され、体制整備がなされるとともに、75地区で、耕作放棄地の再生作業（159ha：うち実証ほ場設置46ha）や土壌改良、施設の整備、営農再開が取り組まれた。

(イ) 中山間地域等直接支払制度の推進

中山間地域等は流域の上流部に位置することから、中山間地域等の農業・農村が有する水源かん養機能、洪水防止機能等の多面的機能によって、下流域の都市住民を含む多くの国民の生命・財産を守り、豊かなくらしを実現する上で大きな役割を果たしている。

しかしながら、平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利な中山間地域等では、過疎化・高齢化の進行による耕作放棄の増加等により、農業生産力と多面的機能が低下し、国民全体にとって大きな損失が生じることが懸念されている。

このため、担い手の育成等による農業生産活動の継続による多面的機能を確保することを目的に、国民の理解の下に中山間地域等直接支払交付金を交付している。

平成21年度の管内9県の実施状況は、対象農用地を有する178市町村の98%に当たる174市町村、協定数で9,026協定、交付面積で9万5,476haで交付金が交付され、農業生産活動等を行うことにより適正な農用地の維持・管理が行われている。

農政局では、制度の普及・推進のための局独自のリーフレットを作成し関係者に配布しており、また、平成21年度の管内9県の実施状況や事例等を取りまとめ、その概要を農政局のHPに掲載している。

オ 食の安全及び消費者の信頼確保の取組

(ア) リスクコミュニケーションの円滑な推進等

食品安全の科学的な考え方の基本について一般消費者の方の理解を深めていただくため、「食品の安全とリスクに関するセミナー」を松江市及び徳島市で開催した。

また、消費者団体等との懇談会を管内各地で49回実施した。

一方、消費者等への食の安全に関する正しい知識の普及と施策に対する意見の聴取を目的に、「食と農の知っ得講座」（食品安全、食品表示、農薬、食事バランスガイドなど8種類）を515回（延べ1万4千人）開催した。

(イ) 食品表示の適正化

a 表示制度の普及啓発

食品表示を巡る動きやJAS制度について広く

消費者や関係事業者に理解してもらうため、食品表示セミナー（200回）や本省委託事業である食品表示適正化技術講座（4か所8回）を開催した。

さらに、本年度より中国四国における「フードチェーン食品表示信頼性向上プロジェクト」の一環として、コンプライアンス意識の強化を図る「食品表示特別セミナー」を鳥取、岡山、香川、高知各県で計7回開催した。

b 表示状況の監視

一方、小売店舗や中間流通業者における表示状況を監視するため、職員が日常的に小売店舗等を巡回して調査を実施した（約5,700店舗）。

また、特に消費者の関心の高い品目であるそば加工品（310店舗）及び精米等（平成21年産袋詰）について、表示の真正性の確認調査やDNA分析等、科学的手法を用いた特別調査を実施した。

さらに、管内10か所に設置している「食品表示110番」等を活用し、広く一般消費者等から情報提供を受け付けた。

これら各種の調査や一般消費者等からの情報提供により表示違反の疑いが生じたときは、立入検査等を実施し、表示違反が確認された場合にはJAS法に基づく指示等（平成21年度は管内業者に対して19件（大臣指示3件、消費・安全局長指導1件、中国四国農政局長指示3件、県知事指示12件）の指示等が行われた。）の措置を行った。

c 関係機関との連携

中国・四国地域における食品表示関係行政機関等が互いに情報・意見交換を行うため、平成20年5月に発足した「中国四国地域食品表示監視連絡会議」を2回開催した。また、国土交通省中国運輸局及び四国運輸局の参加を得て「JAS法と倉庫業に関する中国四国地域連絡会議」（1回）を開催するなど、国の関係機関との情報・意見交換を行った。各県ごとにも「食品表示監視協議会」を開催し、県警本部を含む関係機関との連携強化、情報の共有化を推進した。

(ウ) 農畜水産物の安全確保に向けた取組

a 農薬等の使用状況等の調査点検等

農薬や飼料添加物などの適正使用を推進するため、生産者に対して農薬の使用状況等調査（704件）、家畜飼養農家に対する飼料使用状

況等調査（162件）、並びに養殖魚家に対する水産用医薬品使用状況等の調査（225件）を通じた点検・指導を実施した。また、食品安全を確保する一環としてのGAP手法（農業生産工程管理手法）を普及するため、パンフレット、GAP手法のモデルとなる「基礎GAP」の配布及び実践支援を行うための「GAP手法導入マニュアル」の周知を行った。

b 高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）への対応

管内におけるHPAI発生に備え、①HPAIに関する知識を深めるため、防疫服着脱訓練を含めた講習会、②HPAIの発生を想定した緊急時初動対応訓練を行った。

c 牛トレーサビリティ制度の普及

牛の個体識別情報への信頼を確保するため、牛管理者等に対する立入検査（5,725件）、販売業者等に対する立入検査（4,722件）及び市販の国産牛肉のDNA鑑定を行うとともに、鑑定結果を踏まえた検査・指導を実施し、本制度の適切な運営に努めた。

カ 食育の推進

食事バランスガイドの普及と教育ファームの促進に重点をおいて取組を行った。

食事バランスガイドの普及では、世代別に働きかけを実施し、特に若年層への普及・啓発を目的として大学生を対象にした食事バランスガイドの実践体験及び食生活に関するアンケート調査を実施した。

教育ファームの促進を図るため、農業体験活動実践者、消費者、行政関係者など参加のもと、「教育ファーム意見交換会」を管内8県で開催した。

また、「中国四国食育ネットワーク」の会員の活動を農政局ホームページで紹介するとともに、会員のイベント情報や食育に関する情報などをメールマガジン等により発信している。（平成22年3月末会員数：179人）

キ 農林水産物・食品の輸出促進の取組

農政局では、管内の県、ジェトロ、国の地方支部局等の参加のもと「中国四国地域農林水産物等輸出促進協議会幹事会」を開催（平成21年6月4日）し、当該協議会の輸出促進に向けた活動方針を決定するとともに、関係機関の取組状況についての報告や今後の取組に向けた意見交換を行った。

輸出意欲のある生産者や食品事業者を対象に、「輸出オリエンテーションの会」を開催（平成22年1月25日岡山市）し、アジアの最新のマーケット情報を

テーマにしたセミナーを開催するとともに、展示・商談会を実施した。

また、東アジアを中心とした最新のマーケット情報をテーマにしたセミナー（平成21年12月11日徳島市）、シンガポールの最新の消費動向をテーマにしたセミナー（平成22年3月3日松山市）を開催した。

ク 豊かで住み良い農村地域の振興

農商工連携の推進のため、農政局として農林水産業関係者向けの独自の啓発用リーフレット等を作成し、配布した。

また、平成20年度に実施したアンケート調査結果を基に、意欲的な88法人等に出向き農商工連携について説明・相談等を行った。

さらに、農政局内で日頃の業務等を通じてPRや認定案件の発掘等に繋がる活動を行うために設置している「農商工連携等推進員」に対し、資質向上のため研修を行った。

中国及び四国経済産業局と連携し、平成21年度において26件（中国16件、四国10件）の「農商工等連携促進法」に基づく事業計画認定を行うとともに、関係機関と連携し、合同会議やブロック協議会を開催するなど一体となった取組の推進を図った。また、商談会や販売促進会、農業者と中小企業者がお互いの現場を訪れ現地見学や意見交換を行う交流会を開催するなど、農商工連携の促進を図った。

また、各地域の「強み」である農林水産物等の地域産業資源を活用する「中小企業地域資源活用促進法」に基づく31件の事業計画認定を行うとともに、産学官の異業種が連携した食料産業クラスター協議会の形成等の各種施策を一体的に推進している。

ケ バイオマス・ニッポン総合戦略の推進

バイオマスの利活用の推進及びバイオマスタウンの推進を図るため、「社会的協働による活力ある農山漁村の再生及び省エネルギー型農業の普及セミナー『環境と経営の両立を目指して』」を2回（高松市及び岡山市）開催した。

また、バイオマスタウン構想の実現に向けて、随時、市町村、民間事業者等に対して指導・助言を行った。

家畜排せつ物については、適正な管理とともにその有効利用を促進するため、排せつ物処理施設整備関連リーフレットを作成・配布した。

食品廃棄物については、関係機関と連携して環境セミナーの開催に努める等、食品廃棄物の発生抑制、飼料化、肥料化、メタン化、熱回収など、再生利用等の取組の推進に向けて一層の普及・啓発の充実を

図った。

(4) 関係機関との連携強化

地域農政の円滑な推進及び農業施策の浸透を図るため、関係省庁地方機関、管内各県、農業関係団体、食品産業団体等と連携し、各事業の啓発、情報交換を行っている。

米粉利用の更なる普及・定着のため、中国四国米粉食品普及推進協議会並びに各県・地域の米粉食品普及推進協議会等と連携し、米粉料理のレシピ等の作成、パネル展、米粉パン等の料理講習会等の開催（112回）、各種イベントで米粉食品の展示、販売及びセミナー等を開催した。

また、管内のパン製造業者等を対象とした米粉パン製造技術講習会を岡山県・高知県の2会場で開催し、受講生136名に、最新の米粉パン製造技術を伝えた。

なお、管内におけるパン・麺・洋菓子・お好み焼き等の新規用途向け米粉用米の生産量は、平成21年度657tとなった。

(5) 広報活動

広く一般市民に中国四国地域の食料・農業・農村に対する理解を深めてもらうために、多様な広報活動を行った。

ア インターネットの活用

ホームページ「中国四国農政局」（平成9年7月開設）は開設13年を迎え、トップページに重要施策のバナーを設置するなど、より利用者にわかりやすい内容にするとともに、迅速な情報の更新に努めた。メールマガジン「中国四国あぐりレター」（平成13年5月創刊）は毎月5日、20日に発刊を行い、平成22年3月末の登録数は約5,173人であった。また、あわせて「中国四国バイオマスメールマガジン」（年9回）、「中国四国米粉利用推進ネットワーク（ココねっと通信）」（年8回、局ホームページへはその都度掲載）、「中国四国消費・安全草の根ネット」（年25回）、「中国四国食育ネットワークメールマガジン」（平成19年8月発刊、年32回）の各メールマガジンを発刊した。

イ 報道機関への情報提供

中国四国農政局記者クラブ加盟18社に対し、プレスリリース（158回）を行った。

7 九州農政局

(1) 地域経済及び農業経営の概要

ア 地域経済

平成21年度の九州経済の動向をみると、平成20年後半から世界的な景気後退の影響を受けて急速に悪

化した。平成21年1～3月を底に中国をはじめとするアジア需要を中心とした輸出の増加、エコカー減税やエコポイントなどの経済対策を反映して持ち直した。しかしながら、21年度全体を通してみると低水準にとどまった。

輸出については、欧米向けの輸出、自動車やICを含む電気機器を中心とした落ち込みが目立った。

一方、雇用情勢は輸出型製造業を中心に厳しい状況が続き、有効求人倍率は前年度に比べ大きく低下した。

また、個人消費はエコカー減税やエコポイントなど経済対策の効果はみられたものの、厳しい雇用情勢を背景とした所得の低下や先行きに対する不安から低迷した。

イ 農業経営

平成21年の九州における1経営体当たり農業所得を営農類型別にみると、水田作経営が39万円、畑作経営が123万円、露地野菜作経営が116万円、施設野菜作経営が436万円、果樹作経営が196万円、酪農経営が721万円、肉用牛経営が75万円となった。

また、農業粗収益のうちどれだけが農業所得になったかを示す農業所得率は、水田作経営が17.8%、畑作経営が27.7%、露地野菜作経営が32.1%、施設野菜作経営が36.0%、果樹作経営が29.6%、酪農経営が17.5%、肉用牛経営が4.7%となった。

(2) 農業生産の動向

ア 水稲

平成21年産水稲の作付面積は、前年並みの18万9,800haとなった。

早期、普通栽培水稲ともに、出穂期以降天候に恵まれ、台風の襲来もなかったことから、登熟はおおむね順調に推移した。このことから、作柄は10a当たり収量506kg、作況指数101となった。

水稲うるちの収穫量を品種別にみると、ヒノヒカリが全体の51%を占めている。

イ 麦、大豆

平成21年産麦の作付面積は、4麦（小麦、二条大麦、六条大麦、裸麦）全体で前年産に比べ1,100ha減少し5万3,700ha（前年比98%）となった。

作柄は、10a当たり平均収量対比（%）でみると小麦が86、二条大麦が88、裸麦が89となった。

また、大豆の作付面積は2万3千ha（前年比98%）となった。

ウ 野菜

平成21年産指定野菜（14品目）のうち主産県の作付面積は4万8,300ha（前年比99%）となった。

また、収穫量は170万t（同99%）、同出荷量は147万t（同99%）となった。

エ 果樹、花き

平成21年産果樹の栽培面積は、生産者の高齢化、担い手の減少等から、みかん、くり、うめ、ぶどう、かき等を中心に減少し4万3,500ha（前年比98%）となった。

花きの作付（収穫）面積（主産県）は、切り花類が3,110ha（同99%）、球根類が106ha、鉢ものの類が282ha、花壇用苗ものの類が188haとなった。

オ 畜産

平成22年2月1日現在の肉用牛の飼養戸数は3万2,800戸（前年比95%）、飼養頭数は105万9千頭（同99%）となった。

乳用牛の飼養戸数は2,190戸（同94%）、飼養頭数は12万1,800頭（同97%）となった。

カ その他

平成21年産かんしょの作付面積は1万9,900ha（前年比101%）で、前年産に比べ200haの増加となった。全国に占める九州の作付面積割合は49%となり、前年産並みであった。

茶の摘採延べ面積は3万6,700ha、生葉収穫量は16万900t、荒茶生産量は3万3,300tとなった。

(3) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 戸別所得補償モデル対策の推進

平成22年度からの戸別所得補償モデル対策の実施に向け、管内の県・地域水田農業推進協議会等関係機関との緊密な連携のもと、本モデル対策の趣旨、助成体系等の仕組みについて、ブロック・県別・地域別の各段階における説明会等を通じ、農業者をはじめとする関係者に対し幅広い周知活動を行った。（管内における説明回数：1,683回、説明会参加者数：5万1千人）

また、農政局・管内農政事務所に相談窓口を設置し、外部からの質問・相談に対応するとともに、農政局ホームページへの関連情報の掲載や、パンフレットやポスターの作成・配付、管内各市町村、農業協同組合等が発行している広報誌への関連情報の掲載依頼等の取組も行った。

イ 経営安定対策の確実な推進

平成19年より、効率的かつ安定的な農業経営の育成の加速化を目指して、新たな経営安定対策が導入され、各対策の着実な推進を図っている。

(ア) 水田・畑作経営所得安定対策

平成22年産にかかる水田・畑作経営所得安定対策の加入申請は、7,705経営体（前年比94.0%）

となっており、その内訳は、認定農業者6,396経営体（同93.5%）、集落営農組織1,309経営体（同96.3%）となった。

また、品目別作付予定面積では、米作付予定面積で5万2,298ha、4麦作付予定面積で5万2,870ha、大豆作付予定面積で1万9,653haとなっている。

(イ) 畜産

畜産経営安定対策については、畜産物価格の変動等に対して、経営の安定を図るセーフティネット措置として従来から各種対策を実施している。

21年度は、年度当初からの関連対策に加え、6月には経済危機対策、10月には豚肉の調整保管の開始、12月には養豚緊急支援対策の実施等、畜産情勢に応じて講じられた対策について、管内関係者への周知等を行った。

(ウ) 野菜

19年度から、①契約取引の推進、②需給調整の確実な実施、③担い手を中心とした産地への重点支援を推進する新たな経営安定対策を実施した。

なお、担い手の育成・確保をはじめとする産地ごとの明確な目標を定めた産地強化計画が、管内の指定産地（176産地）において211計画策定されている（22年3月現在）。

(エ) 果樹

19年度から、計画的な生産出荷の推進や一時的な出荷集中時に生果の加工仕向けを行う需給安定対策に加え、果樹産地構造改革計画で明確化された担い手等が行う優良品目・品種への転換、園地整備、労働力調整システムの構築等の前向きな取組を支援している。

なお、管内において、それぞれの産地に応じた89の果樹産地構造改革計画が策定されている（22年3月現在）。

(オ) さとうきび・でん粉原料用かんしょ

最低生産者価格を廃止し、19年産から、地域において安定的な生産を担う者に対し支援を実施した。

ウ 需要を起点とした米づくりの推進

管内では、生産調整の実効性確保、水田のフル活用の実現を目指し、関係機関との連携のもと、需要に応じた米づくりと水田等における自給率向上に向けた生産拡大の推進を行い、全県において生産調整達成となった。

平成21年産新規需要米の取組においては、九州で

は6,301haとなり、前年産に比べ22%の増加となった。稲発酵粗飼料用稲・青刈り稲・わら専用稲の認定面積は5,362haとなり、全国の49%を占めている。

産地の創意工夫を生かした取組を支援する産地確立交付金、食料自給率向上のため、転作の拡大、調整水田への作付けなど、21年度から新たに自給力・自給率向上戦略作物（大豆、麦、飼料作物、米粉・飼料用米）を作付拡大した場合、拡大面積に対して助成金を交付する水田等有効活用促進交付金により戦略作物の面積拡大が図られた。

また、食料自給力向上に向けて地域・農業者が一体的に行う水田転作作物についての実需者との連携活動や、麦、大豆、新規需要米等の需要拡大に向けた取組を支援するための需要即応型生産流通体制緊急整備事業について、九州農政局では、政策の着実な実施に向け、説明会等を通じ各県協議会に対し助言・指導を行った。

エ 食育の推進

食育を推進するに当たっては、農林漁業に関する様々な体験活動等を通じて、自然に食に関する感謝の念や理解が深まっていくよう、地域の特性を生かしつつ「教育ファーム」の取組が推進されることが期待されている。

このため、農林漁業体験活動にかかわる様々な関係者が連携を強化しつつ、九州地域の「教育ファーム」の取組を効果的に推進するため、「九州地域教育ファーム推進協議会」を平成22年3月3日に設置した。

今後、九州における「教育ファーム」の現状についての分析、課題及びその解決策の検討をとおして、九州地域の「教育ファーム」の推進方策を策定することとしている。

オ 農畜産物の地産地消の推進

地産地消は、高齢者や小規模農家でも消費者に直接販売することで、やりがいを実感しつつ営農に取り組み、所得を確保する機会を提供するなど、食料自給率の向上に役立つとともに、地域農業や関連産業の活性化に貢献するものであり、九州農政局では、「食料安保・自給率向上本部」の取組の一環として推進している。

地域における実践的な計画（地産地消推進計画）は、平成21年度末で、県、市町村、農業協同組合等により123件の計画が策定され、生産者による直接販売のみならず、学校給食や飲食店での地場農畜産物の利用の拡大が進んでいる。

21年度の全国地産地消優良活動表彰事業では、管

内から推薦した4団体のうち大分県の「湯布院物産協会」が生産局長賞を受賞した。

また、「地産地消給食等メニューコンテスト」には、学校給食部門7メニュー、外食・弁当部門16メニューの応募があり、大分県の「やすらぎ交差点協議会」が農林水産大臣賞を受賞した。

このほか、「地産地消の仕事人」に、12名が新たに選定され、管内の仕事人は20人となった。

カ 農地・水・環境保全向上対策の推進

農地・農業用水等の資源の適切な保安全管理とともに農村環境の保全等にも貢献する地域共同の取組を支援するため、19年度から農地・水・環境保全向上対策を実施している。

平成21年度の農地・農業用水等の保安全管理に関わる共同活動は、管内202の市町村において3,949の活動組織で取組が行われており、対象となる農地面積は18万9,349haとなっている。

また、営農の取組においても、地域でまとまりをもって化学肥料や化学合成農薬を大幅に低減する環境保全型農業に取り組む活動組織への支援も併せて行っている。この営農活動の取組は、管内68の市町村、457の活動組織において行われ、対象となる農地面積は9,494haとなっている。

キ 食品表示の適正化に向けて

食品表示の適正化を進めるため、食品製造業者等を対象とした「食品の期限表示設定に関するセミナー」の開催、各地域において関係団体等の要請に応じた説明会の開催や講師派遣などを行い、制度の普及・啓発に努めた。

また、食品表示Gメンが日常的に小売店舗を巡回し、生鮮食品、加工食品及び有機農産物を対象とした表示調査や、DNA分析などの科学的分析手法を活用し、特定の品目に着目した特別調査（そば加工品等）を実施した。

また、「食品表示110番」を開設し、一般消費者等から不適正な食品表示に関する情報を受け付けるとともに、公募により委嘱した一般消費者等が日常の買い物の機会等を利用して食品表示の状況を監視する「食品表示ウォッチャー」により情報収集を行った。

なお、「食品表示110番」の受付件数は年々増加傾向にあり、平成21年度の受付件数は3,214件、うち疑義情報の提供は491件あった。

ク 耕作放棄地の現状とその解消に向けた取組

管内で平成21年度に実施した「平成21年度の荒廃した耕作放棄地の状況調査」結果をみると、「農地

として利用すべき耕作放棄地面積」は、2万9千ha（うち農用地区域内の耕作放棄地は、1万7千ha）で、鳥しょ部や中山間地域を多く抱える長崎県、鹿児島県で多くなっており、九州各県では県独自の計画策定や県単事業の措置等、耕作放棄地の解消に向け積極的な取組を進めている。

このほか、放牧や建設業等の農業参入、食品産業と提携した契約栽培等、6次産業化を視野に入れた耕作放棄地活用の試みもみられるところであり、九州では、平成20年から21年にかけて1,300haの耕作放棄地を解消した。

ケ 鳥獣被害防止の取組

平成20年2月に施行された「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（平成19年法律第134号）に基づき被害防止計画を作成した市町村は、国が財政上の措置を講じる等、各種のメリット措置が受けられる。22年3月末現在、九州では全市町村の7割を占める171市町村（管内233市町村）が計画を作成しており、地域主体の取組が着実に進んでいる。

また、同法が施行されたことに伴う財政支援の一つとして、農林水産省では、20年度から鳥獣害防止総合対策事業を創設し、九州では92の地域協議会等を事業採択し、地域主体の取組を支援した。

コ 農山漁村活性化の取組

管内では、平成19年度から21年度までに7県129市町村で農山漁村活性化法に基づく活性化計画が策定され、21年度は112の活性化計画に基づく取組について、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を交付した。

また、地域固有の実情に即した先導的な地域活動など幅広い取組を国が直接支援する「地方の元気再生事業」について、管内では8地域を支援した。

さらに、持続可能で活力ある農山漁村を実現するモデル的な取組を直接支援する「農山漁村（ふるさと）地域力発掘支援モデル事業」により、管内で59協議会の取組を支援した。

都市と農山漁村の共生・対流については、「広域連携共生・対流等対策交付金」を活用した、「九州グリーン・ツーリズムシンポジウム2009」が熊本県人吉市で開催され、九州各地からグリーン・ツーリズム実践者を中心に約350名の参加があった。

また、小学生の子ども達が農山漁村で長期宿泊体験活動を行う「子ども農山漁村交流プロジェクト」について、16のモデル地域における受入体制づくりのための取組を支援した。

サ バイオマス利活用の推進

バイオマスの利活用を推進するためには、地域で発生するバイオマスをできるだけ地域で効率的に利用するシステムを構築することが基本である。また、バイオマスを持続的に利活用していくためには、生産、収集、変換、利用の各段階が有機的につながり、全体として経済性のある循環システムを構築することが重要である。このため、総合的なバイオマス利活用システムを構築するバイオマスタウン構想策定にこれまで取り組んできた。平成21年度は、新たに17市町が策定し、管内の構想策定市町村は47市町村となった。

また、家畜排せつ物や生ゴミ、焼酎かす、木質バイオマス等の利活用施設の整備等、バイオマスの発生から利用までの総合的利活用システムの構築に必要な取組に対し、地域バイオマス利活用交付金による支援を行い、構想実現の促進を図った。

(4) 関係機関との連携強化

ア 連携による農業の高付加価値化の推進

(ア) 農商工連携

平成21年7月21日に「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（農商工等連携促進法）」（平成20年5月法律第38号）が施行され、中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携した「農商工連携」により、相互の経営資源を有効活用した新商品・新サービスの開発、販路拡大等の取組を支援している。

九州農政局では、九州経済産業局と連携して、九州における農商工連携を着実に進めていくため、自治体、農林水産業関係団体及び商工業関係団体等を構成メンバーとする九州地域農商工連携促進協議会を中心に、関係者の理解醸成、農林漁業者と中小企業者等とのビジネス・マッチングの場を設けるなど、新規事業の発掘につなげる「農商工連携フォーラム」（21年10月：熊本市）、「農商工連携マッチングフェア」（21年10月：佐賀市、22年1月：宮崎市）を開催した。

21年度における農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画は、管内で20件（累計40件）認定した。

(イ) 輸出促進に向けた連携

管内の輸出促進に向けて19年10月に設立した「九州農林水産物等輸出促進ネットワーク」を通じて、県域を越えた広域連携の検討や情報の共有を図っている。

また、管内の農産物や水産物等の輸出を希望す

る事業者（出展者）と海外や国内から招へいたバイヤーの商談の場として「農林水産物・食品輸出オリエンテーションの会」を21年12月に鹿児島市で開催した。

ここでは、輸出に関する知識や対象国の市場情報の提供等を行うセミナーやバイヤーと生産者等のマッチングを行う商談会も開催するなど、輸出意欲のある生産者等への具体的な輸出に向けた取引を支援した。

ウ) 知的財産権の保護・活用に向けた連携

農林水産業の現場における知的財産権の保護・活用を適切に実施することを目的に、「九州知的財産戦略協議会」に参画して、知的財産制度や支援策の普及・啓発や、知的財産権の創造・活用に関する意見交換を行うなど、関係機関との連携を図った。

また、九州経済産業局と連携して、農業経営者などを対象に、弁理士等による知的財産権の保護や活用に関する「知的財産セミナー」を開催した。

イ 食品表示に係る関係機関との連携

不適正表示に関する監視を強化するため、各県の警察等関係機関と各農政事務所との間で「食品表示監視協議会」を平成20年4・5月に設置し、不適正な食品表示情報が寄せられた場合に、関係機関で情報共有・意見交換を行い、迅速に対応できる体制の整備を図っている。

また、こうした対応が円滑に実施されるよう管区の関係省庁間で「九州地域食品表示監視連絡会」を20年4月に設置し、情報の共有を進めている。

(5) 広報活動

九州農政局では、管内の食料・農業・農村の動向に関する情報や、農政の普及・浸透を図るため「九州食料・農業・農村情勢報告」を作成するとともに、当局ホームページ、プレスリリース、地域農政問題検討会等あらゆる機会や媒体を通じて、食料・農業・農村に関する情報の迅速、正確かつ分かりやすい提供に努めている。さらに、インターネットを活用した情報提供の一環として、九州各地で農業及び地域の振興・活性化に取り組んでいる人を対象にE-mail情報（いわゆるメルマガジン）「アグリ・インフォ九州」、「担い手育成・経営対策等推進九州メルマガ」の配信を行っており、平成22年3月現在の登録会員数は計8,419人となっている。また、様々な食育に取り組む関係者に対しメルマガ「しまかぜ」を発行し食育活動の参考となる情報提供を行っている。

また、九州農政局では「消費者の部屋」を設け、消

費者に対し農林水産行政一般、食の安全と消費者の信頼の確保、食生活についての情報提供、普及啓発及び消費者相談を行っている。さらに、食をめぐる様々な質問・要望等に応えるために設けた消費者相談窓口には21年度894件の相談が寄せられた。また、各地域で行われる様々なイベント等において「移動消費者の部屋」を開設し、相談・広報等を行っている。

